

平成25年度第20回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成26年3月20日(木) 午後2時
場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

第20回定例会議事日程

1 日 時 平成26年3月20日（木）午後2時

2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

3 会議に付すべき事件

- 第 1 第61号議案 八王子市立学校教職員の措置について
- 第 2 第62号議案 八王子市立学校教職員の説論について
- 第 3 第63号議案 八王子市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第 4 第64号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- 第 5 第65号議案 八王子市教育委員会表彰規程の一部改正について
- 第 6 第66号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部改正について
- 第 7 第67号議案 八王子市総合体育館条例施行規則の設定について
- 第 8 第68号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部改正について
- 第 9 第69号議案 平成25年度八王子市教育委員会表彰について
- 第10 第70号議案 八王子市いじめ防止基本方針の策定について
- 第11 第71号議案 平成26年度統括校長を設置する学校の指定について
- 第12 第72号議案 八王子市総合体育館の利用料金について

4 協議事項

「これからのちちおじの教育」について (教育総務課)

5 報告事項

- ・学校給食における食物アレルギー対応の手順について (保健給食課)
- ・平成26年度学校選択制の抽選結果について (教育支援課)
- ・平成25年度八王子市学力定着度調査の結果について (指導課)
- ・平成25年度八王子市教育委員会認定指導教員について (指導課)
- ・高齢者叙勲の受章について (教職員課)
- ・東京都有形文化財（考古資料）の指定について (文化財課)

第20回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成26年3月20日（木）午後2時
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
第73号議案 八王子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について
-

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委 員 長	（1 番）	小田原 榮
委 員	（2 番）	和 田 孝
委 員	（3 番）	星 山 麻 木
委 員	（4 番）	金 山 滋 美
教 育 長	（5 番）	坂 倉 仁

教育委員会事務局

教 育 長（再掲）	坂 倉 仁
学 校 教 育 部 長	野 村 みゆき
学校教育部指導担当部長	相 原 雄 三
教 育 総 務 課 長	小 林 順 一
学 校 教 育 政 策 課 長	平 塚 裕 之
施 設 管 理 課 長	岡 功 英
保 健 給 食 課 長	森 田 聖 二

教 育 支 援 課 長	穴 井 由 美 子
指 導 課 長	細 井 東
教 職 員 課 長	廣 瀬 和 宏
統 括 指 導 主 事	山 下 久 也
統 括 指 導 主 事	山 本 武
生涯学習スポーツ部長兼国体推進室長	天 野 克 己
生涯学習政策課長	宮 木 高 一
スポーツ振興課長兼国体推進室主幹	立 川 寛 之
スポーツ施設管理課長	橋 本 徹
学 習 支 援 課 長	新 井 雅 人
文 化 財 課 長	田 島 巨 樹
こ ども 科 学 館 長	牛 山 清 志
図書館部長兼中央図書館長	豊 田 学
生涯学習センター図書館長	中 村 照 雄
南 大 沢 図 書 館 長	村 田 浩 三
川 口 図 書 館 長	福 島 義 文
教 育 総 務 課 主 査	遠 藤 徹 也
保 健 給 食 課 主 査	高 橋 眞 樹
教 育 支 援 課 主 査	山 田 光
指 導 課 指 導 主 事	菅 野 直 博
指 導 課 指 導 主 事	野 村 洋 介
指 導 課 指 導 主 事	田 島 由 紀 子
指 導 課 指 導 主 事	上 野 和 広
教 職 員 課 主 査	古 川 洋 一 郎
スポーツ施設管理課主査	佐 藤 久 幸
文 化 財 課 主 査	金 子 征 史

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 任	川 村 直
教 育 総 務 課 主 事	廣 瀬 勇 人

【午後2時00分開会】

○小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成25年度第20回定例会を開会いたします。

今年度最後ということですが、今日は中学校の卒業式が午前中にありまして、午後の開会ということですが、御覧のとおり、会議に付すべき事件がたくさんございます。協議事項もございますので、進行をできるだけスムーズに展開してまいりたいと思います。

それでは、日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、4番、金山滋美委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、本日、追加議事日程の提出がありましたが、これについても議題に供したいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第61号議案、第62号議案及び第69号議案は、審議内容が個人情報に及ぶため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定に従い、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 これも御異議ないものと認めます。

さらに、議事日程中、協議事項「これからののはちおうじの教育について」は、議事進行の都合上、「八王子市教育委員会会議規則」第9条の規定に基づき、議事日程を変更いたしまして、報告事項の後にいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 これも御異議ないものと認めます。

○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第3、第63号議案「八王子市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題に供します。本案について、スポーツ振興課から御説明願います。

○立川スポーツ振興課長 それでは、第63号議案「八王子市スポーツ推進委員の委嘱につ

いて」御説明させていただきます。

本件は、平成26年3月31日をもって現委員が任期満了となる八王子市スポーツ推進委員について、市内総合型地域スポーツクラブなどから推薦のありました河津妃扶美、他34名を適任と認め、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの任期で委嘱しようとするものでございます。

八王子市スポーツ推進委員は、「スポーツ基本法」及び「八王子市スポーツ推進委員に関する規則」の定めるところにより、総合型地域スポーツクラブを核として、市民に近い立場から、市民の視点でスポーツの振興を担っていただくというものでございます。

「八王子市スポーツ推進委員に関する規則」によって、定数は49名以内、任期は3年と定められております。

議案資料を御覧ください。

各地区から2名を目安に推薦をいただいておりますが、第二地区、第七地区、第八地区、中野地区、多摩ニュータウン、横山南部、及び加住地区につきましては、期日までに地区内における人選が困難であったことから、1名のみの推薦となっております。

また、元八王子地区と由木東部地区につきましては、同じ理由で推薦をいただいております。いずれの地区におきましても、現在、候補者の人選を進めていただいております。候補者の推薦があり次第、またこの場で御審議をいただきたいと考えております。

なお、候補者35名の内訳ですが、男性が20名、女性が15名となっております。また、新任と再任の別としては、新任が11名、再任が24名となっております。

説明は、以上でございます。

○小田原委員長　ただいま、スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございませんか。

○金山委員　まだ、1名しか推薦していただいていないところがあるとのことですが、いつまでに出していただくのかということと、また、もし出なかった場合はそのまま1名でいくということですか。

○立川スポーツ振興課長　任期中であれば、任期の途中であっても積極的に委嘱していくという考え方は地域には伝えております。ただ、どうしても出せないといった事態においては、前回もそうだったのですが、その地区については1名で全うしていただくという形になるかと思います。

○小田原委員長　その他、いかがですか。

○和田委員　これには年齢が記載されていますが、平均年齢はどのくらいなのか。

60歳以上の方もいらっしゃれば、若い方だと33歳くらいの方もいらっしゃるという状況の中で、このスポーツ推進委員のお仕事というのは、実際に働いていてもできる仕事であるのかということと、それから、若い人たちにもこういうものに参加していただいているのかということ、その辺の状況がわかれば教えていただきたいと思えます。

○立川スポーツ振興課長　まず、年齢でございますが、今回、最高齢が66歳で、最年少が33歳となっており、平均年齢は55.7歳ということです。ちなみに、現行の委員は37名おりますが、こちらの平均年齢が56.3歳ですので、約1歳くらい若返ったという形になります。

和田委員の御質問にありました、若い人でもできるのか、もしくは仕事をしながらでもできるのかということにつきまして、基本的にスポーツ推進委員に義務づけられているのは、まず月に1回の定例会というものがございますので、そちらに必ず出席をしてくださいということでお話をしていますが、働かされている方も多数いらっしゃいますので、会議の始まるの時間を夜の7時10分という形で遅目に設定させていただき、なるべく参加しやすい環境を整えさせていただいております。

また、実際の職務ですが、市主催のスポーツ行事はもちろん、それ以外にも例えば地区運動会だとか球技大会といった地域におけるスポーツ活動に参加していただくことになっております。それらは基本的に土日祝祭日に行われているケースが多く、そういった意味では働かされている方でもある程度この任務を遂行していただけるものと考えております。

また、若い方につきましては、地域の総合型スポーツクラブもそうなのですが、昨今、指導者自体の高齢化が著しくなっており、そういった意味では、我々としてもなるべく若い方を御推薦いただきたいということで、積極的に働きかけをさせていただいているところです。

○和田委員　今、お話を聞いて安心したのですが、できるだけ若い方にもこういうクラブの仕事を引き継いでいただいたり、協力していただくような体制をつくっていただけるように、会の設定であるとか、参加の仕方について工夫していただければと思っています。よろしくをお願いします。

○小田原委員長　ということですが、その他、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 特にないようですので、お諮りいたしますが、ただいま議題になっております第63号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第63号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

○小田原委員長 引き続き、日程第4、第64号議案から、日程第6、第66号議案までの3議案と、追加議事日程の第73号議案につきましては、相互に関連いたしますので一括議題に供します。

各案について、教育総務課から御説明願います。

○小林教育総務課長 それでは、第64号議案「八王子市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」、第65号議案「八王子市教育委員会表彰規程の一部改正について」、第66号議案「八王子市教育委員会事案決定規程の一部改正について」、追加議事日程の第73号議案「八王子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について」、御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、遠藤主査から説明いたします。

○遠藤教育総務課主査 それでは第64号議案から第66号議案及び追加議事日程の第73号議案の4議案について説明いたします。

これらの議案につきましては、国体推進室を3月31日付で廃止することにより、これらに関連する室、室長、主幹を削除するものと、市組織として次長職を廃止することにより、次長を削除するもの。さらには、昨年8月に実施しました組織改正の組織とそぐわない条項がございましたので、ここであわせて規則整備をするものでございます。

なお、今回の次長職の廃止につきましては、市の事務決裁規程も変更となりますが、その変更は現時点では整備されておきませんので、当然、今回お示しいたしました教育委員会の事案決定規程との整合性も図れておりません。市の事務決裁規程とのそぐがないよう、市長部局と改めて調整をさせていただき、改正箇所が存在する場合には、「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則」第4条第1項の規程に基づき、教育長の臨時代理により3月31日までに決定をさせていただき、決定後の教育委員会定例会

にて事務処理の報告をして、承認をいただければと思います。

最後に、本件につきましては、平成26年4月1日の施行となる予定でございます。

説明は以上です。

- 小田原委員長　ただいま、教育総務課からの説明は終わりました。各案について、御質疑、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 小田原委員長　特にないようですのでお諮りいたしますが、ただいま議題となっております第64号議案から第66号議案までの3議案と第73号議案につきましては、御提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 小田原委員長　異議ないものと認めます。よって、第64号議案から第66号議案まで及び第73号議案につきましては、御提案のとおり決定することにいたしました。



- 小田原委員長　次に、日程第7、第67号議案でございます。「八王子市総合体育館条例施行規則の設定について」を議題に供します。

本案について、スポーツ施設管理課から御説明願います。

- 橋本スポーツ施設管理課長　本案につきましては、狭間町にできます新体育館の利用に関する詳細の取り決め、基準、及び事務処理手続について、条例の施行規則を定めようとするものでございます。

説明は、佐藤主査から行います。

- 佐藤スポーツ施設管理課主査　それでは、「八王子市総合体育館条例施行規則の設定について」説明いたします。議案資料を御覧ください。

資料の1、規則設定の目的ですが、本規則は、平成25年3月28日に議決しました総合体育館条例の施行に当たり、総合体育館の利用手続きや利用料金の減免など、平成26年10月1日にオープンする総合体育館の運営に当たって必要な事項を定めるものです。

次に、2の規則の内容ですが、本規則案は、既存体育館の条例施行規則をベースに策定しておりますので、既存体育館の規則と異なる部分を中心に説明したいと思います。

(1)の体育館利用の手続についてですが、こちらは既存体育館と同様の内容で、規則第2条及び第3条で規定しておりますが、総合体育館では条例で広告物の掲出を有料

で行えることとしておりますので、その利用手続についても規則で設定しております。

(2) ですが、条例で規則に委任している施設に付属する設備については、アリーナの電光掲示装置、放送設備、吊り上げ装置の利用料金の上限額を、第4条で設定しております。これらの金額につきましては、総合体育館は全国大会を開催できる規模の体育館に設置するグレードの設備になっておりますので、電光掲示装置及び放送設備を、1時間あたり300円、こちらは市民体育館の1.5倍になります。また、吊り上げ装置を1回につき500円と設定しております。

(3) ですが、総合体育館は指定管理者により管理運営を行いますので、指定管理者導入施設に必要な規程を、第5条及び第10条から12条で設定しております。

(4) の利用料金の減免基準ですが、こちらは第7条で、既存体育館の減免基準をベースに設定しておりますが、1点だけ、既存体育館の規則にございます市内の公私立学校の体育及びスポーツ行事を行う場合を免除とするという規程を、総合体育館の規則には設けないこととしました。理由としましては、総合体育館は全国大会などの大規模な大会を行う施設として位置づけており、1校単位で行う学校行事などは市民体育館や甲の原体育館を使用していただきたいという趣旨です。

なお、既定の利用料金をお支払いいただければ、公私立学校も総合体育館を利用していただけますし、また、八王子市中学校体育連盟などが行う大会などは、教育委員会の行うスポーツ事業ということになりますので、総合体育館を使用する場合でも免除となります。

その他、規則に規定する利用申請書の様式等につきましても、既存体育館のものをベースに策定しております。

次に、3の施行期日ですが、総合体育館がオープンする平成26年10月1日といたします。なお、事前の手続きが必要な利用申請及び承認手続については、条例と同様平成26年4月1日から施工することとします。

最後に、4の今後のスケジュールですが、教育委員会の決定をいただいた後、4月1日から市のホームページ等で規則に基づく総合体育館の利用手続を周知していきたいと考えております。

説明は以上です。

○小田原委員長 スポーツ施設管理課からの説明は終わりました。本案について、御質疑、御意見ございますか。

○金山委員 最後の御説明にあった減免のところなのですが、今回、この総合体育館に関して公私立学校の利用料金の減免はないということでしたが、他の体育館に関しては全額免除ですか。それとも半分免除ですか。

○橋本スポーツ施設管理課長 この部分が違うのは、総合体育館についてのみでございます。甲の原体育館及び市民体育館につきましては、現状どおり免除という形になります。

○小田原委員長 ということでございます。

その他、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第67号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第67号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

○小田原委員長 次に、日程第8、第68号議案「八王子市体育館条例施行規則の一部改正について」を議題に供します。

本案について、引き続きスポーツ施設管理課から御説明願います。

○橋本スポーツ施設管理課長 本案につきましては、現在、平成26年第1回市議会定例会に議案として上程しております市民体育館条例案を、今、御審議いただいているところですが、その条例が可決された際に、その条例を補完する条例の施行規則を改正するものでございます。

この理由は、今回市議会に提案しております条例案の内容が、今の市民体育館及び甲の原体育館で物品販売を可能とするという内容でございます。その物品販売を行うに当たり、必要な事務処理ができるように規則を改正するものでございます。

詳細につきましては、佐藤主査から説明いたします。

○佐藤スポーツ施設管理課主査 それでは、「八王子市体育館条例施行規則の一部改正について」説明いたします。

議案資料を御覧ください。

資料の1、改正目的につきましては、今、橋本課長から説明のあったとおりです。

2、改正内容につきましては、詳細は議案の新旧対照表のとおりですが、内容としては、第2条第3項に、利用申請及び申請にかかる手続を定めております。なお、条例では、物品の販売等を行える者を、体育館の施設の利用承認を受けた者としていることから、規則でも体育館の利用承認を受けた後でなければ、物品の販売等の申請ができないように規定しております。

また、物品の販売等にかかる使用料及び利用料金は、減免措置を適用することがなじまないことから、第7条で物品販売の使用料を減免の対象としないよう規定しております。

その他、物品の販売等の申請及び承認手続に必要な様式を新たに設定しております。

3、施行期日ですが、条例改正案が市議会で可決された場合、平成26年4月1日とします。

説明は以上です。

○小田原委員長　　ただいま、スポーツ施設管理課からの説明は終わりました。本案について、何か御質疑、御意見ございませんか。

ないようでございますが、私から1件だけ。

条例は、これから可決されるかどうかということなのですが、ここに米印でただし書きがありますよね。この議案にはそのことがないのですが、文書規程あるいは有効性といった点で、条例が可決しないのに規則のほうが先に決定してしまっても有効だということになるのですか。

○橋本スポーツ施設管理課長　　この規則の改正、施行日、最後の附則のところを御覧いただきたいのですが、「この規則は、平成26年4月1日から施行する。」とあります。4月1日から有効になる規則でございますので、市議会の議決がたしか3月25日か26日に採決されますので、そこで議案が可決されれば、こちらは4月1日から有効になります。議案が否決されれば、当然、これをもう一度教育委員会に御報告申し上げ、この規則は施行しないということになります。

○小田原委員長　　取り下げるといふ形の議案を、また出すということですか。

○橋本スポーツ施設管理課長　　はい。

○小田原委員長　　そうですか。この1行で十分だということですね。先行可決しても有効性があるということですね。

○橋本スポーツ施設管理課長 はい。

○小田原委員長 ということでございます。

それでは、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第68号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第68号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。



○小田原委員長 次に、日程第10、第70号議案「八王子市いじめ防止基本方針の策定について」を議題に供します。

本案について、指導課から御説明願います。

○山下統括指導主事 それでは、第70号議案「八王子市いじめ防止基本方針の策定について」御説明いたします。

詳細は、上野指導主事より御説明いたします。

○上野指導課指導主事 まず、基本方針策定に至る経緯について、口頭で御説明します。

いじめによる中学生の自殺という痛ましい事件の発生を受け、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、9月に施行されました。本法では、いじめの防止等のための対策に関する基本方針を策定することが示されており、国及び学校については義務、地方公共団体については努力義務となっています。

いじめ防止基本方針の策定に当たっては、地方公共団体は国の基本方針を参酌して定め、学校は、国または地方公共団体の基本方針を参酌して定めるとなっております。しかしながら、公布の時点で国の基本方針の決定が遅れる見通しであったことから、本市においては国の方針決定を待たずに、9月末の執行までに全ての市立小・中学校が学校いじめ防止基本方針案を策定しております。

その後、平成25年10月に、国のいじめ防止基本方針が決定されました。なお、東京都においても、現在、いじめに関する条例や基本方針の策定について検討されているとのことですので、今後、都の条例、基本方針、区市町村に対する施策等が示された場合には、その内容によっては本市の基本方針の改定や、その他の組織等の条件を整備する必要があるものと考えております。

そのことを踏まえ、今回お示ししております本市の基本方針においては、いじめ問題

に関する考え方や取り組みの方針について、基本的な内容を示す形となっております。

では、本市のいじめ防止基本方針の内容について、御説明します。

「はじめに」では、いじめを学校だけではなく社会全体の問題として捉えるという認識を示しております。

1、基本方針策定の意義では、いじめを重大な問題と捉え、教育委員会と学校、家庭、地域、関係機関が連携して、いじめ防止等の対策を推進するために、この方針を定めるとしております。

2、いじめの定義につきましては、文部科学省の定義を本市においてもそのまま定義としております。一定の人間関係にある他の児童・生徒等が行う行為で、心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義するもので、いじめられる側の精神的、身体的苦痛に従って認知するものということです。

3、いじめに関する基本方針の考え方については、いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るということを大前提としております。そのため、全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止として、いじめは決して許されないという生活指導面からの指導の徹底と、豊かな情操や道徳心、自他の人格を尊重し合う態度などを養うこと。自己有用感や充実感が持てる学校生活を送れるようにすることが必要であるとしています。

また、いじめの早期発見、解決のためには、学校の組織的な対応が必要であり、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、継続的に取り組むことが重要であるとしております。

4、学校の取組では、（1）で学校いじめ防止基本方針の策定について示しております。（2）は、学校における組織の設置についてですが、これにつきましても、既に全校でスクールカウンセラー等を加えた校内組織を設置しております。（3）学校におけるいじめ防止等に関する措置では、いじめ問題への対応の時系列に沿って、ア、いじめの防止、イ、早期発見、ウ、いじめに対する措置、エ、重大事態への対処とし、各対応段階における取組の基本方針を示しております。

5、教育委員会の取組では、（1）日常的な学校支援、（2）いじめの実態把握、（3）関係機関との連携、（4）教員研修、（5）啓発活動、（6）教育相談、（7）重大事態発生時の対処として、教育委員会が行う取組の基本的な方針を示しております。

以上で説明を終わります。

○小田原委員長　ただいま、指導課からの説明は終わりました。本案について、御質疑、御

意見ございませんか。何かございませんか。

○金山委員 一つ質問なのですが、東京都がまだ検討中という段階で、もしかしたら後で変更があるかもしれないのに、東京都を待たずに今の時期に出すという意味は、どういうことでしょうか。

○山下統括指導主事 このいじめ問題は、一昨年頃から大きくクローズアップされております。「いじめ防止対策推進法」が昨年9月末に施行され、国の方針が10月には出たという中で、それにあわせて学校の方針を先に決めたという形になっております。

状況を踏まえながら、しっかりした形の方針を決めたいと考えたのですが、25年度中にきちんと市としてお示しをし、それから学校、保護者、地域等にもお示しする必要があるということで、その関係でこの方針では詳しい組織や細かい部分は、まだこれからつけなければならないのですが、基本的な我々の考え方は、きちんと示したいという思いでございます。

○金山委員 ありがとうございます。多分、「はじめに」というところに載せていただいたのが、私たち教育委員会の決意ということだと思いますが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

学校でつくるだけではなくて、市として早く出したいというお気持ちはとても大事だし、これからを見据えてとても評価したいと思うのですが、ただ、やはりこれからどういう形で進めていくかという全体計画といったものも必要だと思いますので、それも都教委の動きを見ながらだと思いますが、できることはできるところから早く始めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと文言について少しよろしいですか。

「4 学校における取組」の(3)の「ア いじめの防止」のところで、「「規律」「学力」「自己有用感」の視点から」とありますが、ここを少し御説明いただけますでしょうか。

○山下統括指導主事 こちらは、学校の取組のキャッチフレーズといったところで本市として示したものが「規律」「学力」「自己有用感」でございます。これは、昨年から今年にかけて、国立教育政策研究所等がこれまでのいじめの状況を分析する中で、その資料の中でもキーワードとしても出てきているものでございます。

これは、要するに未然防止の視点から、いじめに子どもたちを向かわせないための学校で取り組むべきポイントということで、「規律」「学力」「自己有用感」となってお

りますが、易しく言いますと、きちんと授業に参加をして、基礎的な学力を身につけ、自分が認められているという実感を持った子どもは、いじめに向かわないだろうということで、早期発見や対応に意識が行きがちであるところを、八王子市はそうではなくて、授業をきちんと組み立て、子どもたちが自分を認められるような集団づくり等を行う、ベースのところをきっちりするというので、このキーワードを示したものでございます。

○金山委員　よく意味はわかりました。

ただ、一つ思いましたのは、そこから下に3行目に「規律正しい態度で」とありますよね。クラスで授業を聞くための規則を守って、というような意味だと思うのですが、規則でがんじ絡めになっているようなイメージを持ちまして、どちらかというと、自律した態度でというような意味かなと思って読んでいたのですが。

そういう捉え方でよろしいですか。

○山下統括指導主事　御指摘のとおり、自分を律するということの規律の意味を含んでおります。ただ、授業規律という部分で言いますと、ならぬものはならぬというような部分もございますので、このあたりは具体的な資料等を作成していく中で、明確に示していきたいと思っております。

○小田原委員長　「自己有用感」という言葉は最近使われるようになった言葉ですか。前からありましたか。

「規律」というのはものになるわけで、「学力」や「自己有用感」は自分が身につけるものという言い方ですれば、規則や規律というようなことが前面に出てきてしまうので、そうではなくて、言葉の使い方としては意識的な部分に持っていったほうがいいのではないかという感じがします。いかがですか。

○金山委員　しかし、国立教育政策研究所がこういう言葉を使っているのですよね。

○山下統括指導主事　そうです。文言は文章の中にも入っているのですが、キーワードとして別に取り出した中で、なるべく短いキャッチフレーズでということでおそらく「規律」という書き方をしているのですが、文章として書けば違うと思います。

もしわかりにくいということであれば、本文の中で説明不足のところもありますので、その辺りはやはり示す必要があるかと思えます。

○小田原委員長　規範意識とは違うのですか。「規律正しい態度で」というのも気になる場所ですね。

○金山委員　そうですね。学校で、例えば前を向いて座りなさいという規則に従ってというのと、自らきちんと授業を聞かなければならないという態度をとるということは、少し違うと思うのです。外から枠をはめられて、その枠に従っているということと、自分からこれが必要だと思ってやるということは別だと思うので、そういう質問をさせていただいたのですが。

○山下統括指導主事　最終的にはそういう部分のところに行くのですけれども、国立教育政策研究所の資料の中でいうと、そのベースの部分、例えば小学校低学年のうちから、きちんと授業中に正しい姿勢を保つというところから指導面が始まって行って、それに伴って学力がついていく中で、最終的には自分を律するというところも含めてということなので、スタートの時点では、やはり規律正しくするように指導するという部分が、イメージとしては入っていると思います。

○小田原委員長　何でいじめが起こっているのかというようなことを考えていくと、こういうところからはみ出している部分で起こっているわけで、人によっては今の教育そのものがいじめを輩出しているという言い方にもなるので、国立教育政策研究所で使っているとしても、こういう表現はできれば避けたほうがいいのではないのでしょうか。

だから、今の金山委員の話で言えば、「規律」を「自律」にして、下のほうは「自律心を持った態度で」というような書き方にできればいいということだろうと思うのですが、いかがですか。

○星山委員　確かに今の御説明のとおり、「規律」「学力」「自己有用感」からいじめの防止というストーリーも成り立つことは成り立つのですが、おそらく今、現実に学校の中で起こっている問題というのは、助けてが言えない、本当の友達ができない、親にも先生にも本当のことは言えない、本当の友達はいないというような感じだと思います。

今、実は大学生にもいじめがありまして、非常に苦慮しています。私は、全国400人の新入生を対象にいじめの調査をするのですが、9.5割の学生がいじめの加害者あるいは被害者の経験があると回答してくる中で、その半数の学生が親や先生に真実を話したことがないというところに丸をしてくるのです。

ですから、今は私たちが思っているより、子どもたちの中にいじめが多くあるという認識のもとに考えると、例えば先生方の研修も、上から指導するというよりは、子どもの本当の気持ちを聞き取るとか、カウンセリングに近いようなことが必要だと思っています。

もう一つは、やはり家庭との連携が欠かせないと思っていて、ここは文言にたくさん書いていらっしゃるところだと思うのですが、ただ、実際にどうやって家庭と連携していくかという、その手段がとても難しい時代になったと思いますので、これは、全ての教育問題にかかわりがあるとは思いますが、逆にこういう機会を利用して、家庭との連携を図る、あるいは保護者同士の仲間外れや悪口ということもあるので、そういうことも保護者に啓発していかなければいけない時代になっておりますので、先生方だけでは、とても大変だと思います。

ですので、関係機関の方と、親御さん同士がどういったらちゃんと話し合いができるかというようなことも、研修や取組の中で力を入れていただくとありがたいと思います。

○小田原委員長 書き方についてはどう考えますか。

○星山委員 もう少し、どうやってという方法論のところは何か出てくるといいかと思えます。しかし、ここから取っかかりにして入っていくのだと思いますので、この時点ではこういう書き方になるのではないかと思います。

○小田原委員長 「規律正しい」という、そういう言葉でいいということですか。

○星山委員 これは、もう少し違う言葉のほうが伝わるかと思えます。

○小田原委員長 今の星山委員の話も含めて、心の通じ合うコミュニケーション能力を育てる授業づくりや集団づくりではまずいのですか。

○星山委員 いいと思います。

○小田原委員長 そういう書き方のほうが、むしろいいのではないかという感じは受けるのですが。

しかし、これは基本方針なのですよね。

○山下統括指導主事 御指摘のとおりです。この組み立ての中で「規律」という言葉があえて入ってくるのは、子どもたちに教え込むというイメージよりは、教員がきちんと授業規律について考えて指導することもいじめ防止のベースですという部分の「規律」というイメージが強くあると思います。

委員長がおっしゃるとおり、基本方針として絞っていく中でどこまで入れていくかというところで、例えばその部分で、「規律正しい態度」という部分が前面に出るというような取られ方をするようであれば、その部分はこれから具体的な方策を入れていく中で、詳しく説明する必要もあろうかと思えます。

それから、先ほど星山委員からもありましたが、ここではいじめの防止と早期発見とを分けているわけですが、いじめの防止についても、今言ったように全体としてこういう子どもを育てるという観点と、また、家庭も含めた個別の問題を抱える子どもたちにアプローチしていじめを防止していくという観点もありますし、早期発見にしても非常にさまざまな部分がありますので、特に骨の部分として「規律」「学力」「自己有用感」ということでストーリーとしては通っているのですが、その辺りのところで出過ぎるところであれば、それを直すということもあろうかと思えます。

○小田原委員長　　ということですが、どうでしょうか。

例えば、教員研修が1行で入っているのですが、星山委員から何かもう少し補足したほうが良いというようなことはありますか。

今、急にこうだと言うことが難しいとすれば、先ほど金山委員から、今、このときに決めなければならないのかという御質問があったわけですが、山下統括指導主事のお話のように、とりあえずこれで出発して、新年度に具体的な学校経営方針なり取り組みに入れていってほしいということで学校に提示するためにこれが必要だろうから、今回はこれで通して、実際、各学校等で考えていったときに、ここはもう少しこうしたほうが良いというような意見をいただきながら、もし文言訂正があれば私たちのほうでもう一度考えるという形にするか。あるいは、今まだこういう状態であるならば、慌ててやらなくてもいいのではないかということにしてこれを取り下げるか、どちらかなのですが、いかがですか。

教員研修についても、これだけではなくてもう少し具体的に、先生方の方向性を示す。軽い形で受けとめられないような文言が必要だろうという感じがします。

○相原学校教育部指導担当部長　　4月から新年度が始まるに当たり、本市としては学校にも早急にいじめ防止の基本方針の案をつくっていただいています。

東京都の方針はあくまでも都立学校向けにつくられていくわけですので、私たちは、八王子市としてこういう方向でいじめについて取り組んでいきたいと思いますというある程度の方針を、4月から前面に出させていただき、その方針をもとに各学校が自分の学校の方針をもう一度見直し、そして各学校がいじめの防止について具体的に取り組んでいく。それを、各学校で考え、明確に学校経営案等に示していきますので、現段階では4月の最初に市としての方針及び学校の方針を明確にし、保護者にこういう形で取り組んでいきますということをアピールする。そしてまた進んでいく中で、少しこういうところも

変えていったほうが良いというのであれば、また、変更していくということになります。

ただ、まだ他の区市が方針を出していませんので、私たち八王子市教育委員会はそれよりも早く方針をきちんと出してやっていきたいと思いますという姿勢を示していきたいという思いですので、ぜひ、この形でスタートさせていただければと思っています。

○小田原委員長　とすると、先ほど申し上げた前者の方向でいきたいということなのですが。

○星山委員　(3)の「ア いじめの防止」というところの、「規律」「学力」「自己有用感」と書いてあるところから伝わってくるイメージと、その後の説明にある、「心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で」というところから伝わってくるイメージが、すごくずれた感じがします。後の説明のほうがずっとわかりやすいと思います。

上だけ読むと、若干冷たい感じがするというか、八王子市はいじめをどう捉えているのだろうかという、ある意味誤解をうみやすいのではないかと思ったのですが。

○和田委員　今、いじめに関して、さまざまな集団や学級、学校等の分析が行われていて、その中身は、集団からの承認を受けているかという横軸と、自分自身がその集団の中で自己有用感を感じているか、自分が価値がある人間だということを理解しているかという縦軸に基づいて、その両方がうまくいっているものについては、学校生活はうまくいっているけれども、その両方について、いずれかで劣っていたり、あるいはどちらかに偏っているような状況になってくると、いじめの被害者あるいは加害者になる可能性があるという分析がされており、こういうものが国立教育政策研究所の出しているもののベースになっています。

確かに、人から承認を受けるためには、規則正しい学級の生活をしなければならないわけで、決まりを守りましょうという発想になってくるわけです。約束事を守る、決まりを守るといったところから集団生活を送らないと、誰からも認められることはありません。

また、学力についても、自分自身が勉強してしっかり身につけているのだという自信や自覚がなければ、自己有用感も生まれませんし、学校生活が楽しいということにもつながっていかないということから、この学力のことが出てくる。自己有用感、他者に認められながら、自分も価値のある人間だという考え方を持たないと、そのストレスの解消先としていじめが発生する、そういういろいろな研究の成果が出ていると思うのです。

だからこういう言葉が出てくるのですが、今、星山委員がおっしゃったように、やはりこの3つの言葉があまりにも単語的にぼんぼんと出てきていて、これが視点ですと言われているのですが、「規律」という言葉から見える視点というのは、まさに規則正しい学校生活や授業態度という話になってしまうわけで、かなり形から入る、あるいは抑えていくような指導を学校に印象づけてしまうのではないかという心配があります。

それから学力についても、勉強すればいじめられなくなるという、非常に短絡的な発想になりやすいというところに注意していかなければならないと思います。わずか1行の違いなのですが、上に書かれている三つの言葉が与える印象と、その2段下に書かれている内容とが、少しギャップを感じるころがあつて、そこを丁寧に説明していかないと、学校が受ける印象が少し違ってくるのではないかと思います。

要素としては、こういうものが挙がっていることはわかるのですが、最初に挙がってくる3つの言葉の印象、中でも特に「規律」と「学力」については、少し違う印象を与えてしまって、いじめの防止や解決にどうつながっていくのかというところが見えにくいのではないかと思います。

○山下統括指導主事　御指摘がありましたとおり、その後ろの文章を取りまとめていくと、最後にキーワードとしてまとまってくるのですが、文章の組み立て上、それが先に出てくるので、そういう印象になるかもしれません。

例えばこのキーワードを別途、資料等で示すとすれば、ここでは「「規律」「学力」「自己有用感」の視点から」というところを取っても、そのままつながる文章にはなっていると思いますので、この「規律」「学力」「自己有用感」というものを出して、それに説明をつけたような資料等を別途お示しするということが、今、御意見を伺っている中ではいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○小田原委員長　あるいは、下のほうの「児童・生徒」というところから始まって、「参加し活躍することによって、自己有用感を持つことができるような授業づくりや集団づくりを行い、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む」というように、一文にしようかですね。

○相原学校教育部指導担当部長　そうですね。「児童・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み」というところから入らせていただいて、そして、授業態度や学校行事といったところを踏まえて自己有用感を高めるような集団づくりを行うとしたほうがいいかと思います。そのほうがやわらかい印象になりますので。

- 小田原委員長　　そういう形にしましょうか。
- 相原学校教育部指導担当部長　　確かに、「規律」「学力」「自己有用感」という言葉が最初に来ると、全体としてもあまりそういうキーワードで示していないので、強いインパクトを与えてしまうかと思います。
- 金山委員　　今、委員長が言われたような形がいいのではないかと思います。
- 山下統括指導主事　　そうですね。すごく優しい感じがします。
- 小田原委員長　　では、このような形で修正していただくということで、その他、いかがですか。

金山委員、どうぞ。

- 金山委員　　学校における取組の最後、「エ 重大事態への対処」のところですが、市の教育委員会と連携して、事実関係を明確にするための調査を行うとなっていますよね。これだと、教育委員会は調査しもしないのかととられませんか。教育委員会における取組の「(7)重大事態発生時の対処」のところは、詳細な調査や対策についての検討を行うとなっています。学校と市教委は調査をするだけでなく、一緒に対応するわけですよね。だから、もう一言必要かなと思ったのですが。
- 相原学校教育部指導担当部長　　これは、学校における防止に関する措置で、その下に教育委員会としてありますので。
- 金山委員　　市教委と連携して、学校は調査を行うと。しかし、市教委と連携して調査するだけではないですよ。
- 山下統括指導主事　　教育委員会も学校も、それぞれ基本的な流れの中で、当然きちんと対応していくということで、それを踏まえて重大事件が発生した場合、これは法にも定められているのですが、調査をするよということがプラスされます。あとは、東京都の措置の設置状況によって、ここにどのように介入してくるかという部分もあるので、今のところはここまでで、一応とめている状況です。
- 対応については、それぞれの重大事態の対処の前の段階に書かれているという組み立てになっています。
- 小田原委員長　　対処というのは生命や財産に関する被害が生じた場合の後処理のことを言っているのですよね。
- 山下統括指導主事　　そうです。いじめ防止対策推進法と国の基本方針においても、基本的には学校が行って、地域と連携する、あるいは教育委員会が協力するということになる

のですが、その中で、重大事態が起こった場合は、市長部局や警察が出てくる、あるいは第三者を入れた調査をするという示しがありますので、それを受けての表記になります。

○小田原委員長 当事者が調査しないから、仕方がないから第三者調査委員会ができてしまう。これは、学校だけの問題ではなくて、世の中全てそうなのですが。

だから、学校当事者としての調査はきちんとやりなさいということです。

○相原学校教育部指導担当部長 しかも、その調査をするときに、ひとりよがりの調査ではなくて市教委と連携して行いましょうということです。

○小田原委員長 これも、教育委員会の（７）のところと連動するわけですね。

○相原学校教育部指導担当部長 そうですね。教育委員会としては、詳細な調査や対策、そのための調整について検討をして、実施していくということになっています。

調査についても、市教委は重大事案については学校に任せ切りにしませんということです。

○坂倉教育長 学校のほうはそれでいいのですが、教育委員会のほうの（７）が、特に教育委員会制度改革も含めたときにこれでいいかということは、少し御議論いただきたいと思うのです。

一つには、「必要に応じて第三者を加えた組織」という形で書かれていて、これは今回の教育委員制度改革の一番の主眼がかかわってきますが、一番初めのきっかけとして大津の事件があって、そのために、総合教育会議もそうですが、大きな事案のときには長が主催する会議をつくるという形が出てきているわけです。こちらはまだ通っていませんが。

それを踏まえたときに、この書き方でいいのか。今の段階ではこれしかないと思うのですが、少しひっかかります。

○山下統括指導主事 今、教育長が指摘されたように、根本から言うと、この方針を市教委で出すべきなのか、自治体として出すべきなのかという部分にもかかわってきているところなのですが、これは、本市の対策をこういう形で行っていくという骨になる部分ですので、基本的な考え方ということで御理解いただきたいと思います。

今、御指摘があったように、最後のところが若干具体性に欠けるのは、今の組織改正や都の条例といったさまざまな部分がかかわっており、今、本市の教育委員会として、これはきちんとやりますというところで終わっているという状況です。

○小田原委員長 教育委員会制度が変われば教育委員会規則が全部変わっていくわけだから、この部分もそういう形で規則の改正の中に取り込めるでしょうからね。

だけど、教育委員会でこういうことを言わなければいけないということがどうなのかと思います。教育委員会が、もう既に第三者機関的な部分というのは持っているわけで、当事者になってしまっているのです。

要するに、隠したり、あるいは事実を認めないといったようなことをしているところに問題があるわけで、教育委員会というのは利権とか何とかとは違うわけです。

それをそういうふうにしてしまっている過去のさまざまな事例があるから、この文を入れざるを得ないということなのだと思いますが。

○相原学校教育部指導担当部長 特に、今回の大津の件はそこに問題がありました。

○小田原委員長 だからこれしかないのですね。

○平塚学校教育政策課長 今後、このいじめの関係に関しては、教育振興基本計画にも触れる部分がありますので、ここで少し確認の意味合いもあるのですが、この基本方針の記述の中で、一番強く言っている部分というのが、3の基本的な考え方の最後のところ、「いじめは決して許されない」という指導を徹底」というところで、他は必要、あるいは重要という形になっている中、徹底としているこの部分が全体で一番強い表現になっていると考えると、やはり「いじめは決して許されない」という基本的なことを一番強く主張しているというふうに取り上げられます。そういったところで、計画でもこの辺りを中心に取り上げるべきではないかと感じているところです。

○和田委員 確認なのですが、八王子市のいじめ防止基本方針を立てますよね。それから、学校における取組の(1)にあります、それぞれの学校がいじめ防止基本方針を立てるということでのいいのですか。

そうすると、例えば八王子であれば107校が、何々学校いじめ防止基本方針という形を示すということになるわけですね。そうすると、(1)の中に書いてある、「その学校の実情に応じ」の「実情」として考えられる学校間の違い、つまりそれぞれの学校に委ねるということの意味というのは、何を想定して「実情」と言っているのですか。

それから、ここでそれぞれの学校が作り上げてきたいじめ防止基本方針に基づいて教育委員会は指導していくのだらうと思うのですが、学校がいじめ防止基本方針として策定したものについては、教育委員会としてはそれを認めて、このとおりにしなさいと言うだけなのですか。

つまり、どういう実情を想定していて、どのような案が出てくるのかということ想定しながら、教育委員会として指導をどこまでするのかというところまでお考えになっているのですか。

というのは、項目だけをどんどん上げてくるような学校もあれば、フローチャートまで考えながら、流れも含めながら対応策を考えていく学校など、いろいろ出てくると思うのです。そのときに、ただ方針を立てましたという学校でも認めてしまうのか、その辺のところ、策定された各学校のいじめ防止基本方針についての指導方針や支援といったところはどのようになっているか教えていただければと思います。

○山下統括指導主事 各学校のいじめ防止基本方針は、先ほど御説明したとおり、9月末までに一応の案を全校作成をして、こちらに提出していただいております。

国の考え方もそうなのですが、基本的には学校が主体的に、各学校の児童・生徒の状況を踏まえてつくりなさいということで、文部科学省では基本的にひながたも示さないとなっております。

ただ、本市においては、その方針を出させるに当たって、組織のことや方針の中で示さなければならない基本的なことについてのポイントとして、こちらから指示を出しています。

御指摘のとおり、上がってきたものはさまざまな状況になっておりまして、本市の場合は、各学校の子どもたちの学力や生活指導の状況もさまざまで、それは校長先生方の、例えば経営計画にもあらわれており、それを踏まえた形のものが上がってきていると思いますので、それぞれの自主性は十分に踏まえた形で認めていこうと思っています。

ただ、今、本市の基本方針が示され、それを周知する中では、個別に学校の状況を踏まえて、必要なものについては指導していくという方針でございますし、例えばベースの書き方として対症療法的なものであれば、そこは未然の防止の観点はどうなのかというように、一つ一つ丁寧に対応していく予定でございます。

○坂倉教育長 恐らく、この学校の実情というところは、例えば地域運営学校の制度を取り入れているところなどについては、学校運営協議会の委員が具体的に入ってくるような形も出てくると思うのです。その辺のところもあるのではないかとということと、後のほうの質問でいうと、例えば地域運営学校で、学校運営協議会で決めたものを、仮にこちらでこれは違うと思ったとしても、それを直せというのは難しいのではないかとということもあるのだと思います。今のところ、そこまで積極的に学校運営協議会を使っている

ところがあつたらうかという感覚はありますが、経営方針だけではなく、より積極的にいじめの問題等にも入っていく、そんなところが出てくる可能性があるのではないかと、私はそんな捉え方をしています。

○小田原委員長　いじめは、こういう基本防止条例や法律をつくらなければ防げないものかといったら、そんなものをつくらなくても、いじめをしてはいけないというのは言わなくてもわかっている話なのに、それをやらなければならないということがもとにあるわけです。

しかし、そういうことを考えると、法律があるからいけませんと言ったところで防げるものではないから、各学校が主体的に、自分たちでこういうものをつくるのだ、自分たちがつくったものなのだという意識を持たせたいということが大きいと思うのです。そこに、実情というところで、今の教育長のような話や山下統括指導主事のような話が入ってくる。

だから「参酌」という言葉がいいかどうか。私は、「参酌」というのはどこまでということになると思うので、ここは「基づき」といった形になるのではないですか。

○山下統括指導主事　これは、法の定め言葉をそのまま使っています。

○小田原委員長　国権や法を信用し過ぎているのです。皆さんと同じ立場の人たちがやっているだけの話なのだからあまり信用したらだめです。やはり自分たちの言葉でつくっていくべきだと思います。

市の基本方針に基づきとしていけば、これから外れるものにはなっていないだろうと思います。ただこういうふうにやりなさいというのではなくて、学校でそれぞれがつくっていったらどうですかということで、私はこれでいいかなという感じがします。

○坂倉教育長　委員長の今のお話と、その前に言われた、いじめというのは本当は法をつくるという類のものではないのだけれども、つくらざるを得なかった。しかし、それでも直るものではないという御意見に皆さんが納得されるとすれば、この後、当然、条例化の問題が出てくるのですが、各学校が実態に沿うものをつくっていくという方針の中で、教育委員会はそれを最大限応援しますと、そういう意味で、当面、いわゆる理念条例のようなものは必要ないと思っていますという考え方でよろしいということですね。

○小田原委員長　私はそれでいいと思います。

方向としてはそういうつもりでつくっていると思うのです。そうでなかったら、法律で「なければならない」とすべき話でしょう。

市として条例をつくれれば、それに反した場合、犯罪ですということになるのでしょうか、そんなことを言わなくてもいいと思う。

先ほどの話ではないけれども、どこでも起こっている話だから、学校としてはこちら辺でとめておくのがいいのではないかという感じがします。

他にはいかがですか。

では、何か修正するところがあれば修正して、ということによろしいですか。

○相原学校教育部指導担当部長 「学校における取組」のいじめ防止のところの文言については、先ほど御協議いただいた形で修正させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小田原委員長 それでは、お諮りいたしますけれども、ただいま議題になっております第70号議案につきましては、若干の文言を修正していただくという形で決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第70号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

○小田原委員長 次に、日程第11、第71号議案「平成26年度統括校長を設置する学校の指定について」を議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

○廣瀬教職員課長 第71号議案「平成26年度統括校長を設置する学校の指定について」御説明いたします。

詳細につきましては、古川主査から説明いたします。

○古川教職員課主査 第71号議案ですが、「八王子市立学校の管理運営に関する規則」第6条の2及び「統括校長を置くことができる学校の基準」第3の規程に基づき、平成26年度に統括校長を設置する学校を、次のとおり指定するものです。

加住小学校、第三中学校、館中学校、みなみ野中学校の4校で、いずれも小中一貫校となっております。

校名につきましては、学校教育法に基づき設定しております「八王子市立学校設置条例」に記載された校名となっており、校種につきましては、学校長の籍によっております。

指定の根拠ですが、議案関連資料にございますとおり、「統括校長を置くことができる学校の基準」第2の「(2)八王子市教育委員会の重点施策や社会の動向等を踏まえて、地域や保護者からの高い期待に応える責務を担う学校」ということで、いずれも小中一貫校となっております。これらの学校は東京都から、校長1名、副校長3名ということで、管理職の弾力的な配置を認められている学校でもございます。

なお、平成23年度まで、八王子市立第五中学校も夜間学級設置校ということで、学校規模等により、管理の困難度が高い学校ということで指定されておりました。今回の申請に当たりましたが、再度指定が受けられるよう要望してまいりましたが、結果といたしましては4校での指定となっております。

参考までですが、都全体の状況を問い合わせたところ、都の設置基準によりますと、小中学校においては都全体で統括校長の上限を57名を設定しており、現在、その上限である57校が指定を受けている状況です。

八王子市のみならず、統括校長を増やしてほしいという要望は、他の区市町村からも寄せられているようでございますが、ここ数年、上限の引き上げができていないというのが都の状況でございます。

説明は以上でございます。

- 小田原委員長　ただいま、教職員課からの説明は終わりました。本案について、御質疑、御意見ございませんか。
- 和田委員　教えてもらいたいのですが、この統括校長というのは、処遇面ではある意味で評価されると思うのですが、統括校長が他の校長について何か指導であったり、あるいは報告というように、立場的な役割というのは他に定めがあるのですか。
- 古川教職員課主査　他校への指導といったことの規程はございません。あくまでも自校の困難度が高い学校の校長としての統括校長となっております。
- 和田委員　その学校に配置された校長先生はもちろんそれでいいと思うのですが、せっかくそういう立場に立っているのです、あとの校長に新しくこの学校を引き受けてもらった、統括校長の資質を身につけてもらうためにも、自分のやっている学校経営や取組、あるいは苦勞でも結構だと思うのですが、そういうお話をするような機会をつくること、後継者というか、あとの校長を育てるという意味からは大事なことはないかと思っています。役割を感じながら、こういう苦勞をしていて、こういう努力をしました。また、こういう取組をしていますというようなことを話していただく機会があってもいい

いかと思うのですが、特にそれはないですね。

○小田原委員長　これは東京都がこの形で職制を決めたわけで、それが2の(1)から(4)に含まれるのですが、本当は2の(4)なのでしょうね。そこで、一般の指導主事と統括指導主事との違いがあるということのようにしてほしいという願いがあるのだけれども、実際はこの辺をごまかされていて、校長処遇の話に行ってしまうところがあります。

そういう点で言えば、私は前から言っていますが、第五中学校の校長は統括校長にしたほうがいいだろうと思うのです。学校規模と困難度ということで、夜間中学のことも校長が1人で見なければいけないというのは大変なことだろうと思うのですが。

辞令を渡すのは教育長でしたよね。そのときに、今和田委員がおっしゃったような事柄、要は後輩を育てると同時に、そういう職務を遂行していくように努力してくださいということをお願いするということですかね。

○金山委員　都全体でいうと、置くことができる理由の(1)先進的な取組をしているとか、(4)の経験を還元するというような理由で指定されている方の割合というのはわかりますか。八王子は全部(2)ですが。

○古川教職員課主査　申し訳ございません。都全体といいますか、他地区での指定がどの基準になっているかというところまでは捉えておりません。

○小田原委員長　人数がどのくらいいるかというのはわかるのですか。

○古川教職員課主査　人数は57名です。

○小田原委員長　57名で本市が4名出しているということは、とても割合が高いですね。

○坂倉教育長　14分の1ですから、かなり高いですね。

○相原学校教育部指導担当部長　人事部に問い合わせると、やはり八王子市で4校あるということは、他地区間との比較でも多いほうだということです。

例えば大田区は小中合わせて88校ありますけれども、今のところ統括校長は1校もなかったかと思えますし、足立区では、八王子市とほぼ学校数は同じですが、統括校長は5校ということですので、大体同じ状況というところですよ。

○坂倉教育長　うちの訓令なので言いにくいところもあるのですが、まさに委員長が言ったとおりのところなのです。処遇的なことがあるので。今少し心配しているのは、再任用校長のときは、どうするのか。同じ学校に配置されたときに、再任用校長の統括校長はあり得るのですか。

- 相原学校教育部指導担当部長 再任用校長の統括校長も、あります。
- 坂倉教育長 あるのですか。
- 相原学校教育部指導担当部長 この基準に合致すれば、再任用として校長職をやりま
すので。
- 小田原委員長 だけど、学校を離れると統括校長はがされてしまうのでし
ょう。
例えば、主幹の異動や統括指導主事の異動というのとは違うわけですよ
ね。
- 相原学校教育部指導担当部長 そうですね。
- 坂倉教育長 人物で見るのか学校で見るのかというのは、以前にも議論があ
ったことを記憶していますが、やはりそこで、実を取るようなことを考えてい
かなければ仕方がないのでしょうね。今、現に統括校長をしている人を、
マイナス評価もないのに変えるとい
うのはなかなか難しいのですが、変わっていくときには、その辺りを見
ていかなければ、特に第五中学校の校長なんかは、相当もったいないと
ころがありますので。
一度統括校長をはがしているところをまた再指定することが難しいとな
ると、なかなか（４）枠は難しいと思います。
- 小田原委員長 ここは、矛盾のあるところですね。
- 相原学校教育部指導担当部長 その役目を終えたので、市として意図をも
って違う学校を統括校長配置校にしたわけですから、従前指定したところ
は、ある程度一定の役割を終えて、困難度が高くないというような判断
をしたのだらうというところなんです。だから、その学校がやはり大変な
状況だということになれば、また違うと思います。
- 金山委員 そこは、きちんと主張できないとだめということですね。
- 相原学校教育部指導担当部長 そうですね。そこをきちんと説明してい
けば、また戻すことができるのかもしれませんが。
- 小田原委員長 矛盾しているところを、もう少し何か制度をつくるべき
だということでしょうね。
ということですが、よろしいですか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 小田原委員長 それでは、お諮りいたしますけれども、ただいま議案とな
っております第 71 号議案につきましては、御提案のとおり決定することに、
御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第 71 号議案につ
きましては、そのよ

うに決定することにいたしました。



○小田原委員長 次に、日程第12、第72号議案でございます。「八王子市総合体育館の利用料金について」を議題に供します。

本案について、スポーツ施設管理課から御説明願います。

○橋本スポーツ施設管理課長 それでは、本案について御説明いたします。

新体育館におきましては、総合体育館条例の第8条におきまして、利用料金を定める場合には、指定管理者が条例に定める額の範囲内で料金案を提案し、それを教育委員会の承認を得なければならないとなっております。

このたび、オープン半年前を迎え、指定管理者から料金案の最終案の提示がございました。所管としては、妥当なものと判断いたしますので、教育委員会の承認を得ようとして議案を提出するものでございます。

詳細については、佐藤主査から説明いたします。

○佐藤スポーツ施設管理課主査 それでは、橋本課長から提案の目的の説明がありましたので、提案額の具体的な説明をさせていただきます。

議案の裏面を御覧ください。まず、指定管理者から今回提案のありました利用料金は、全て条例及び先ほど御承認いただきました規則に定める上限額の範囲内であることを確認しております。

料金表1の(1)ですが、まず、表の上段部分の利用区分について、総合体育館では1日を4つに区分しております。アリーナにつきましては、1区分が既存体育館より20分短い2時間30分となっておりますが、総合体育館では貸切で利用する場合の用具の準備、例えばバスケットボールのゴールや卓球台を、利用者ではなく指定管理者が準備し、片づけを行うこととしています。その準備・撤収のための時間として、各区分間の時間を既存体育館より20分長い30分としているためです。

次に、メインアリーナ及びサブアリーナの利用料金ですが、(2)のアリーナ空調設備の料金と合わせて、条例の上限額と同額としており、空調を利用しない場合の利用料金の1㎡当たりの単価は、市民体育館の主競技場と同水準としております。

続きまして、その下のアリーナ諸室のところですが、こちらは選手控室などの1室30㎡程度の部屋、計7室を指しますが、条例の上限額の端数を切り捨てた額に設定しております。

その他、音響設備及び電光掲示装置は規則の上限額の端数を切り捨てた額、吊物一式は規則の上限額のとりの額としております。

表の下半分、多目的室の時間区分ですが、多目的室等は指定管理者による競技器具の設置などの準備が必要ない施設ですので、朝9時半から夜9時半までを3時間ごとに4区分した時間区分にしております。多目的室の利用料金は、上から4段目に記載してあります全面を利用した場合の金額に対し、面積に応じた各部屋の料金をその上段で設定しております。また、金額は上限額の端数を切り捨てた額で、市民体育館の同種の施設と同水準となっております。

会議室・研修室につきましては、条例の上限額の2分の1の金額設定となっておりますが、この金額は市民体育館の会議室と同水準です。

また、表上段の利用区分に戻りますが、入場料等を徴収する場合の利用につきましては、表の金額の2倍、また表の右側に記載しておりますが、スポーツ関係の商業的利用を行う場合は一般利用の4倍、スポーツ以外の商業的利用については、一般利用の6倍の利用料金を設定しています。この場合の商業的利用の定義についてですが、企業等が行う営業活動や収益事業を指し、企業等が生業として行っているスクール事業や興業、販売、広告目的の展示会などを想定しております。

なお、表下の米印に記載のとおり、ここで設定した利用時間区分を超えて利用する場合は、1時間ごとに1時間当たりの単価をお支払いいただくこととします。また、総合体育館の開館時間は8時30分から22時30分までとしておりますが、この開館時間以外利用につきましては、表のそれぞれの区分の2倍の額とします。

(2)のアリーナ空調設備についてですが、両アリーナは容積がかなり大きいため、別に空調設備の利用料金を設定しております。こちらにつきましては、先ほど説明しましたとおり、アリーナの施設利用料金と合わせて、条例の上限の額と同額となるよう設定しております。

(3)のトレーニング室の利用料金ですが、こちらは条例の上限額どおり、1回2時間以内で400円としております。なお、トレーニング室の料金につきましては、他の施設とのセット料金や、月額固定料金を別途設け、頻繁に利用する方が利用しやすい料金プランを設ける予定です。

2の駐車料金ですが、条例の上限額は20分につき100円としております。総合体育館は京王線狭間駅前に立地していることから、施設利用者以外の駐車を防ぐためにも

無料開放とせず、駐車場利用者を管理する必要がありますが、そのコストを利用者に一定程度負担していただく必要があると考えています。ただし、条例の上限額だと利用者の負担が大きくなることから、体育館の有料施設の利用者に限り、まず、最初の30分は無料、こちらは送迎用の車の利用を想定しております。次に、3時間半までの駐車は1コインの100円、以降1時間ごとに100円を加算し、1日最大500円としました。

(2)の大型車の駐車料金は、条例どおり30分につき350円としますが、全日料金を設け、長時間駐車する場合や、頻繁に出入りする場合に対応する料金設定を設けております。(3)の自動二輪の駐輪については、条例では普通自動車と同じ上限額を設定しておりますが、無料といたします。

次に、3の広告物の掲出及び物品の販売等にかかる利用料金ですが、表上段の壁面広告、こちらはメインアリーナの上を一周する走路の柵を広告のためのスペースとして利用するものですが、条例の上限どおり10平米につき年間10万5,000円とします。また、体育館の建物内での物品販売、場所はホール、ラウンジを想定しておりますが、金額は条例の上限額と同額の1㎡あたり5,000円とします。一方で、体育館の建物外での物品販売につきましては、上限より2割安い1㎡あたり4,000円とします。

最後にスケジュールですが、教育委員会の御承認をいただきましたら、4月1日から市ホームページ等で総合体育館の利用案内手続とあわせて利用料金を周知していきたいと考えています。

説明は以上です。

- 小田原委員長 スポーツ施設管理課からの説明は終わりました。本案につきまして、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。
- 金山委員 個人で使用する場合なのですが、トレーニング室等の学生割引というのはあるのでしょうか。
- 橋本スポーツ施設管理課長 学生割引は特には設けておりません。ただ、回数券制度や月額制度で使いやすい形になっていると思います。
- 坂倉教育長 先ほどの市民体育館のほうの条例で、物品販売は申請者しかできないということを確認したのですが、こちらは違いましたか。

要は、体育館の敷地内の販売で、4,000円としているところで、例えばお弁当屋

さんが販売したいというときに、その許可は出るのですか。

○橋本スポーツ施設管理課長 完全にフリーというわけではないのですが、例えばお弁当屋さんがお弁当を売りたいというような利用も可能といたします。

原則的には市民体育館と同じように申請利用承認を受けたものを大原則にいたしますが、だからといってお弁当屋さんからそういう申し出があってもできないということではなく、指定管理者が認めればできるという形で運用してまいります。

○坂倉教育長 おそらく大丈夫だとは思いますが、もめないでしょうか。先ほど確認しようかと思ったのですが、市民体育館のほうは、有料にしる無料にしる、利用申請者が使うということを主に想定しているのだろうけれども、総合体育館はそれ以外の方も販売等ができると。こっちはできて、こっちはできないというのは大丈夫でしょうか。

○佐藤スポーツ施設管理課主査 当然、施設の利用の妨げにならないことが条件となってきます。その条件の中で、市民体育館は自由に使えるスペースがとても狭いということで、販売行為を行える者を利用申請者に限定しております。

総合体育館のほうは、そういうことも考え、割とフリースペースを多くとっておりますが、やはり利用者の妨げにはなってはいけませんので、原則的には利用者から申請のあった物品販売について認めるとしているところです。

○小田原委員長 その点では、矛盾しないわけですね。

○坂倉教育長 おそらくお弁当屋さんなどは入りたがると思うのです。そのときには、場所代をきちんといただいて、使えるようにしてもいいかなと思っています。

○小田原委員長 それはできるのですね。

○坂倉教育長 指定管理者が認めれば可能だと。

○橋本スポーツ施設管理課長 総合体育館は、今、佐藤主査が申し上げましたとおり、スペースにゆとりがありますのでできます。ただ、状況を見極めてできない場合があるということです。

市民体育館のほうは、本当に販売スペースが限られますので、どうしても利用承認を受けたものという形にしなければ、誰でも認めてしまうと困ったことになりますので、そういった形をとっています。

○小田原委員長 ということでございますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 それでは、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第

72号議案につきましては、御提案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第72号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

○小田原委員長 議案は以上で、次は報告事項となります。

まず、保健給食課から御報告願います。

○森田保健給食課長 それでは、学校給食における食物アレルギー対応の手順につきまして、一昨年12月に調布市で起こった事故の後、給食の分野から早急に手順を出すということで、昨年度の3月に一度、この対応の手順を出しております。

その後、東京都や国の通知に基づき検討した結果、ここで新たに対応の手順について出すことといたしました。

詳細につきましては、給食担当主査の高橋より説明いたします。

○高橋保健給食課主査 今、課長から手順見直しの背景について説明がございましたので、見直しのポイントについて説明させていただきます。大きく6点を見直しました。

1点目です。アレルギー対応は「学校生活管理指導表」、以下、管理指導表と言います、に基づいて行うことといたしました。アレルギー疾患の児童・生徒に対する取組を進めるためには、個々の児童・生徒について、症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。食物アレルギーの疾患があり、学校での対応を希望する場合は、保護者の求めるままに実情に合わない無理な対応をすることなく、医師の診断を受け、管理指導表の提出により対応していきます。

2点目です。具体的な対応方法は「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」に沿った内容といたしました。

3点目です。献立作成上・実施上の留意点を具体的に記載いたしました。献立作成の段階から、アレルゲンとなりやすい食材を、同じ日に複数の料理に使用しないように注意し、1つの料理には1種類の除去食をつくって提供することや、完全に除去するか、全てを食べるかのどちらかで対応することを明記いたしました。

4点目です。除去食の提供は原則的に色つきトレイを使うこととしました。今年度9月に小学校長に通知して使用を開始いたしました。が、年度途中であったため、26年度から全校で使用するよう明記しています。

5点目です。様式類を給食現場の活用しやすいように変更いたしました。

6点目です。緊急時に速やかに対応できるよう、「緊急時対応カード」とともに、東京都が作成した食物アレルギー緊急時対応マニュアルを、八王子市においてもマニュアルとして使用することとし、教職員に配布し、資料としてもいつでも使えるよう掲載しました。また、マニュアルについては、研修会等で説明をしております。

次に、学校への周知についてです。手順書は、小学校に各5部、中学校に各3部を、今月11日に配付いたしました。同時に、庁内グループウェアに手順書のデータを公開するとともに、栄養士、養護教諭への説明会を実施いたしました。今月27日には、給食関係職員への研修会を実施しますので、そこでしっかり説明をしていきます。

最後になりますが、学校給食における食物アレルギー事故を防ぐため、昨年、手順の見直しをして対応してきましたが、ヒヤリ・ハット事例が発生しています。今回見直した手順が、まだ完成前だったということもあり、各校で対応にばらつきがあったことも原因として考えられますので、児童・生徒がづらい思いをしないよう、事故が起きないよう取り組んでまいります。

以上で報告を終わります。

- 小田原委員長　　ただいま保健給食課からの報告が終わりました。本件につきまして、何か御質疑、御意見ございませんか。
- 金山委員　　八王子市は学校の数も多くて、周知していただくのがとても大変だということとはよくわかっていますので、研修を頑張っていたきたいと思います。学校生活管理指導表なのですが、これはもちろん、例えば家庭科の授業であるとか校外学習のときにも利用していただくというような体制にはなっていないのでしょうか。
- 森田保健給食課長　　はい。家庭科を始め、校外学習のときにも参考となるように、給食だけではないということで、今回は管理指導表の提出を正式に求めています。
- 金山委員　　あと、小学生はまた別だと思うのですが、中学生になりましたら、自分のアレルギーに向き合って、例えば自分で除去できるものは除去するということは、高校以降の生活でも必要になってきますし、あるいは自分の状況、例えばもう食べれるようになっているかということをきちんとお医者さんと相談するというようなことも必要になってくる時期だと思いますので、そういう意味でも、個々になるかと思いますが、子どもたちに対する啓発や御指導も重ねてお願いしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○小田原委員長 他にございますか。

○星山委員 個人的な感想ですが、この前調布で事故が起こったときに、特に小学校だと完食するということを競い合っている学校もあって、担任の先生の中でも、うちのクラスは完食したとおっしゃる方が割といらっしゃるんで、アレルギー等で食べられないお子さんは、そこで少し引け目を感じるということがあるのかなと思います。食べられないかもしれないけれど、自分も貢献したいという気持ちで、少し無理をして食べてしまったというような話も聞いたので、そういうお子さんもいらっしゃるという配慮といった辺りも、先生方に伝えていただけないのではないかと思います。その亡くなったお子さんの気持ちを考えると、せつないなと思いましたので。

○森田保健給食課長 今、星山委員から話がありましたように、あの事故の後も、全国でそのような事例が起きているということを確認しております。

完食とともに残菜の量を減らすというようなことが目的になってしまうようなところもありますので、その部分は八王子市においても十分注意して進めていきたいと思っております。

○小田原委員長 細かいことをお聞きしますが、最初の資料で「学校現場からの意見も踏まえ」とあるけれども、学校現場からの意見は、具体的にどのようなことがあったのかということが1点。それから、この見直しのポイントのところ、 「(1)アレルギー対応は「学校生活管理指導表」に基づいて行うこととした。」とあるのですが、冊子の資料の2では、「(1)アレルギー対応は「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づいて行う。」となっていますね。

また、(5)では、食物アレルギー対応は、「学校生活管理指導表」に基づいて行うものとするとなっているわけなのですが、その違いはどういうことなのか教えていただけますか。

○森田保健給食課長 今、委員長おっしゃられたところは、2の(1)の「ガイドラインに基づいて行う」というところと、(5)の「医師の診断を基礎とし、「学校生活管理指導表」に基づいて行うものとする。」というところなのですが、基本的には、このガイドラインというものは、管理指導表のことを細かく述べているものでございますので、内容的には同じでございます。

特に、先ほど見直しのポイントとして最初に挙げました管理指導表の提出を、来年度は特に医師から求めるということになっており、国の通知として間もなく出るところと

聞いておりますので、その部分でこのガイドラインに沿った動きということで、このような二段書きになっています。

○小田原委員長 要するに、「アレルギー対応」と「食物アレルギー対応」とは同じなのか違うかというところで、違うのですね。だから、資料のほうはこのように「食物」が抜けているということでもいいわけですね。

○高橋保健給食課主査 ガイドラインについては、食物アレルギーのみならず、いろいろなアレルギーについて書かれているものですので、こちらは大きな枠として捉えております。下のほうについては、食物アレルギーの対応については生活管理指導表に基づいて行いますということを書かせていただいております。

○小田原委員長 だから、資料のほうは食物アレルギーの「食物」が抜けているということなのですね。

○高橋保健給食課主査 はい。そのとおりです。

○坂倉教育長 全体の考え方というのをガイドラインで示して、管理指導表は個々人の管理をといる、そういう分け方をしたいのかもしれませんが、そういう説明がなかったということではないかなと思っているのですが。

○小田原委員長 おそらくそうだろうと思いました。

学校現場からの意見というのは、特に何か考えなければいけないというものはあるのですか。

○高橋保健給食課主査 学校現場からは、市としての考え方を出してほしいという声が多くありまして、例えば保護者から、何グラムまで対応してほしいというような申し出があった場合に、複雑な対応になってしまうので、そういう場合にはグラム対応を行わないというような表記にしたり、また、後ろのほうについていますが、使いやすい書式の提案があったり、あとは、前回見直しの際に参考資料という形で出させていただいたり、また診断書についても、「診断書」や「管理指導表」というように、いろいろな、複雑な書き方にしてありましたので、その辺も整理しました。

○野村学校教育部長 特に、隣の学校ではグラム単位の対応もしてくれるけれども、こちらの学校ではしてくれないのですかというような問い合わせもあります。

○小田原委員長 そういう要望があったときに、学校ではグラム対応はしないということにしてくださいという要望を受けたということでしょう。そうすると、そういうことでもいいのかという話になるわけです。

- 野村学校教育部長 学校の規模もありますので。
- 小田原委員長 ですから、規模のことがあるにしても、市としてこれを出したということは、他の学校でグラム対応をしてくれているのだから、うちでもそうしてくださいと言われても、それはやりませんということを市として出したわけでしょう。それでいいのかということなのです。
- 野村学校教育部長 そのお子さんの様子もあります。
- 小田原委員長 そうだったら、そういうふうに個人にあわせてやるべきだとすべきではないのですか。グラム対応まではしませんなどと言ってしまうのは、学校現場の意見としては、それは聞いてはいけない意見ではないのですか。
- 金山委員 では、どちらの方向でいくべきだとお考えですか。
- 小田原委員長 グラム対応をしている学校があるのだったら、グラム対応まですべきだと思います。対応してくれる学校があれば、それはしてくれていいのではないのですか。それをやってはいけないということになるわけでしょう。
- 金山委員 もし市としての方針を出すのであれば、グラム対応はしませんという方針を出したほうがいいと思います。というのは、グラム対応ということは、例えばいつも鶏肉を200グラムずつ使うものを、うちの子は100グラムまでは大丈夫なので100グラムを出してくださいという対応なのですね。でも、その100グラムは本当に実食しての100グラムなのか、その確証をとるのがなかなか大変で、病院でそれをとってきたださる方がなかなかいません。手間がかかるというのも一つありますし、また、その子の状態も徐々に変わっていくのですね。あるときになったら200グラムが食べられるので対応してくださいということであれば、200グラム食べられるようになるまでそれは待ってくださいというのが、事故を避けるためには最善だと私は思うのですが。
- 小田原委員長 やはりそうなのですか。
- 金山委員 これは、栄養教諭の方に聞いたお話なのですが、たしか港区はそういう対応になっていると思います。例えば牛乳にしても、100ccなら飲めますという方に対しても、今100ccまでしか飲めないのなら、1本飲むようになるまで待ってください。飲むようになったらもちろん飲んでくださいという形にするほうが、市としていいのではないかと思います。
- 小田原委員長 そうするのはこの資料でいうとどれに該当するのですか。
- 高橋保健給食課主査 3ページ、5の(5)になります。

- 小田原委員長 「完全除去か解除を基本とし、」というところですね。こういうことならわかります。
- 金山委員 はい。このようにグラム対応しないということに変えられたのですよね。
- 高橋保健給食課主査 はい。これは勝手に市で考えたことではなく、全国的に、またアレルギーの専門医もこのような対応が事故を防ぐにはいいだろうということで、このようにしました。
- 小田原委員長 完全除去か解除を基本とするということですね。グラム対応はむしろ余分なことなのですね。
- 高橋保健給食課主査 はい。
- 金山委員 やはり保護者の気持ちとしては、これだけは食べられるのだから食べさせたいという思いがあって、それでこういうお願いが学校に行くのだと思います。
- 小田原委員長 わかりました。それでは、保健給食課からのアレルギー対応については、よろしいですか。
- それでは、保健給食課からは以上ということで、次に、教育支援課から御報告願います。
- 穴井教育支援課長 それでは、教育支援課からは、平成26年度の新入学生を対象に学校選択制を実施しましたが、その中で、抽選になった松木小学校の、その後の経過について御説明をいたします。
- 詳細については、担当の山田主査から説明させていただきます。
- 山田教育支援課主査 平成26年度学校選択の抽選結果につきまして、御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。
- まず、抽選対象校は松木小学校で、抽選実施日、会場につきましては、平成25年1月9日（土）、松木小学校の図書室にて実施いたしました。抽選対象者は14名でした。抽選結果ですが、抽選対象者のうち当選者が6名、補欠登録者が8名という結果となっております。
- 補欠登録期間ですが、抽選実施日から平成26年2月28日（金）までといたしました。この期間につきましては、抽選実施後の入学予定者の動向、その後の転入や転出の状況等を考慮し、より入学予定者が確実な人数となるものを把握するために設定いたしました。この期限内に4名の方が辞退されております。
- 次に、入学予定者数につきましては、抽選後の入学予定者の動向、転入や転出の状況、

今後の入学予定者の動向等の状況を考慮し、受け入れ可能な範囲で決定いたしました。

3学級での設定の場合、上限は105名となります。抽選除外者と当選者をあわせた93名、補欠登録の当選者4名をあわせた97名を入学予定者と決定いたしました。105名までの差につきましては、今後の転入予定者分として確保しておくこととしております。

報告は以上となります。

○小田原委員長 教育支援課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

○坂倉教育長 補欠登録辞退の簡単な理由がわかれば、説明したほうがいいのではないですか。

○山田教育支援課主査 申し訳ございません。理由につきましては把握していないのですが、早目に入学予定校を決定したいというようなことで辞退されている方が多いかと思いません。

○小田原委員長 初めから105名としたらいけないのですか。

○坂倉教育長 どこかで異動があることを考えたら、これは仕方ないと思います。

○小田原委員長 何か、だまし討ちをしたみたいなきがするのですが。

○坂倉教育長 それもあって、辞退の人の理由を確認したいと思ったので、そこだけはしっかり確認しておかなければいけないと思います。

○小田原委員長 他にはよろしいですか。

特にないようでございますので、続いて指導課から2件、御報告願います。

○山本統括指導主事 それでは、平成25年度八王子市学力定着度調査の結果等につきまして、御説明いたします。

これは、平成25年12月3日に実施された調査についての結果を報告するものです。詳細につきましては、野村指導主事から御説明させていただきます。

○野村指導課指導主事 それでは、御説明いたします。

I、調査の概要についてです。

八王子市学力定着度調査につきましては、児童・生徒一人ひとりが確かな学力を身に付けるための目標や課題を明確にするとともに、主体的な学習態度を身に付けるなど、4点の調査目的を達成するために実施しております。

調査対象は、市内小学校第4学年、中学校第1学年の全児童・生徒です。

調査内容は、小学校第4学年で国語・算数、中学校第1学年で国語・数学・英語です。

あわせて調査対象の全児童・生徒に、学習意識調査を実施しました。調査日時と実施学校数及び受験者数につきましては、記載してあるとおりです。

次に、Ⅱ、教科に関する調査の結果について報告させていただきます。

2 ページを御覧ください。小学校の国語の分析結果です。平均正答率は61.2%でした。正答率が80%を超えた児童の割合は17.3%で、805名でした。課題としては、「書く」領域の正答率が36.3%と低くなっていることが挙げられます。また、「自分の考えを理由をあげて書く問題」の無回答率が27.9%と高くなっていることも課題となっています。理由を挙げて書く力をつけるためには、段落についての理解を図るとともに、文章を読んでわかったことをまとめたり、それに自分の考えを加えたりする活動を行うことが必要であると考えます。

3 ページを御覧ください。小学校算数では、平均正答率が66.3%でした。正答率が80%を超えた児童の割合は30.2%で、1,410名でした。課題としては、「数量関係領域」の正答率が41.3%と、数量関係を苦手としている児童が多いことが挙げられます。下に記載した、正答率が低かった設問を見ても、表や折れ線グラフ、棒グラフを組み合わせて考える設問で、正答率が8%となっていました。表やグラフを読み取る力をつけるためには、表やグラフに示された値を比較したり、その関係について考えたりする指導を行うことが必要であると考えております。

4 ページを御覧ください。中学校の国語では、平均正答率が65.6%でした。正答率が80%を超えた生徒の割合は20.1%で、887名でした。目的や意図に応じた文章を書く設問が、正答率が1.9%ということで課題となっています。また、小学校で学習した漢字において、正答率が低い設問があったことも課題として挙げられます。文章を書く設問への対応については、日常的に相手意識や目的意識を持った書く活動を行い、推敲する習慣をつけることが必要であると考えます。

5 ページを御覧ください。数学では、平均正答率が72.0%でした。正答率が80%を超えた生徒の割合は45.4%で、2,002名でした。計算の復習において、正答率が78.2%であったのに対し、達成率が44.7%であったことから、計算の仕方を確実に習得していない生徒が多数いることがわかり、課題として挙げられます。計算などの基礎的な力を定着させるためには、生徒個々のつまづきを理解し、その部分について繰り返し練習できる環境を整えることが必要だと考えております。

6 ページを御覧ください。英語についてです。英語の平均正答率は57.1%でした。

正答率が80%を超えた生徒の割合は17.4%で、767人でした。領域「書くこと」の正答率が47.2%であり、課題がありました。英文を書く力をつけるためには、単語の定着を図るとともに、英文を組み立てて指定された英文を書く練習を繰り返したり、単語を増やしながら英文をつくる活動を行ったりすることが必要であると考えております。

7ページを御覧ください。7ページには、現在の中学校1年生が、平成22年度、小学校4年生のときに実施した八王子市定着度調査の結果と、今回、中学校1年生で実施した調査結果を比較したグラフを載せてあります。

国語を見てみますと、小学校4年生では、正答率が40%未満の人数は498名でしたが、中学校1年生では290人でした。棒グラフの山の位置が右側に大きくなっていることは、国語の学力が向上してきた生徒の数が増加してきたことをあらわしていると考えております。各教科等における言語活動の充実、例えば話し合い活動や発表活動を授業の中に位置づけるなどの取り組みを行い、思考力や表現力の育成に努めてきた成果と考えられます。

数学を見てみますと、小学校4年生では、正答率が40%未満であった人数が350人でしたが、中学校1年生では受験者数が500名近く減少しているにもかかわらず、480人と増加しています。小学校段階からつまづきを克服できないまま中学生となり、数学を苦手としている生徒が増加していることをあらわしています。習熟度別学習等の個に応じた指導の充実を図り、基礎・基本の定着を図っていく必要があると考えております。

8ページ、9ページを御覧ください。8ページと9ページには、学力の定着度をはかる調査と、学習意識調査をクロス集計した結果を帯グラフにしてあらわしています。

学校以外での1日の勉強時間を見てみますと、1時間勉強しない児童の割合が、上位25%に当たるA層と、下位25%に当たるD層では、小学校で28.7%、中学校で24.5%差があり、下位層ほど学校以外の勉強時間が少なくなっている状況がわかります。

また、返却された答案の見直しについて見てみますと、小中学校とも上位層ほど見直しを行っており、テストをやりっ放しにするのではなく、見直しを確実に行っていくことが大切であることがわかります。

最後に、今回の調査の結果を活用した今後の取組についてです。10ページ、11ペ

ージを御覧ください。

10ページ、11ページには、各学校及び教育委員会が取り組む内容が記載してあります。その中で、平成26年度からの新たな取組について説明します。

各学校においては、自校の児童・生徒の学力の向上及び学習状況の改善を図るために、平成26年度より学力向上・学習状況改善計画を作成し、それに基づくPDCAサイクルを確立していきます。

12ページを御覧ください。12ページには、各学校で行う学力向上及び学習状況の改善に向けた取組の流れを示してあります。

13ページを御覧ください。13ページは、学力向上・学習状況改善計画の年度当初に作成するものの記入例となっております。

中段に、学力の向上及び学習状況の改善を図るための具体的な方策を、授業における指導の工夫、授業外における指導の工夫、教員の授業力向上のための工夫、家庭と連携した取組の工夫の四つの視点で記載することになっています。また、下段にある児童・生徒の学力の向上及び学習状況の改善を図るための成果指標の設定では、各学年における具体的な成果指標を設定します。

14ページを御覧ください。14ページ上段の中間報告では、学力調査等の結果分析を踏まえ、年度当初に設定した成果指標について分析し、改善策を示すことになっています。下段にある最終報告では、設定した成果指標に対しての最終的な分析を行い、次年度に向けた具体的な取組の目標等を示します。

このように、各学校が明確な成果指標を立て、全教員が成果指標を達成するための共通した手だてを実践することにより、児童・生徒の学力の向上及び学習状況の改善を図っていきたいと考えております。

また、この学力向上・学習状況改善計画につきましては、学校だよりや保護者会等で説明を行うとともに、ホームページにも掲載し、情報提供することで、家庭での協力を得たいとも考えております。

教育委員会では、各学校が児童・生徒の学力向上及び学習状況の改善に向けた取り組み内容を把握し、指導課訪問や校内研修等で指導・助言を行っていくとともに、教務主任研修会等で各校のよい取組を紹介するなど、情報の共有化を図っていきたいと考えております。また、教育委員会主催の各種研修会の内容を充実し、教員の授業力の向上にも努めてまいります。

私からの説明は以上です。

○小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

○山本統括指導主事 すみません、資料の訂正をお願いしたいと思います。

1 ページ目、5 番の受検者数の欄ですが、小学校の国語の受検者数 4, 4 6 1 人とな
っていますが、2 ページにありますとおり、4, 6 6 1 人になります。

以上です。

○小田原委員長 ただいまの報告に何か御質疑、御意見ございませんか。

○坂倉教育長 八王子市独自の調査だから、試験問題も八王子市が発注しているわけですよ。

少しひっかかったのが、中学の国語の正答率が低かった設問 1 なのですが、1. 9 %と
いう正答率は、受験国語ならわかるのだけれども、定着度を調べるテストでこういう結
果というのは何を狙っているのかと思いました。

解答例を見たときに、そんなに難しくないと思っているのですが、多分これは前半と
後半と全部書かなければ丸にしなかったと思うのです。でも、そういうテストを選ぶの
がいいのかどうかということ考えたときに、皆さんがつくるのか委託なのかは知りま
せんが、7 ページで、3 年前と比べてよくなっていますと言っているけれども、これ
では 3 年前にどのようなことをしたのか比較できなくなると思います。だから、こう
いう問題をつくらせてはいけないと私は思う。テストの判定がよほど厳しいのか知
らないけれども、正答率 1. 9 %という結果が定着度調査で出るという、そういう
問題をつくっていること自体が課題だと私は思うのですが。

○山本統括指導主事 確かにここは、ほとんど子どもたちができなかった設問になっ
ています。この問題につきましては、無解答率というのが 1 4. 4 %で、結構子ども
たちは解答しているのですが、やはり言葉が足りなくて、それが完全に合っていない
ところがバツになっていたというところもありますので、採点基準についても、今
後しっかりと調整を図って行っていきたいと考えております。

○坂倉教育長 まさに無解答の 1 4. 4 %はそこが問題で、本当に読み解けない、
そこをどうしていくかというのが大きな問題なのですが、設問の中身を見ると、
3 番で方針を、4 番で抱負を言っていて、方針に基づいた抱負と書かなければだ
めなのだろうけれども、受験国語ではないから、ここだというのがわかってく
ればいいと思うのです。あなた方が分析したその無解答層を、どこでもい
いから書かせるように持っていくというのがこれからの教育で大変なところ
だと思うのですが、両方書いていないからバツとするよう

なところはぜひ注意してほしいと思います。

○小田原委員長　今の話に関連すれば、私は国語の問題で空欄をつくる問題をつくるというのは、非常に能力が低い人がつくる問題だと思っているのです。これは例えば、新聞を読んでいて、誰かが破いていた場合に空欄があって、その空欄を読み解かなければいけないという話でしょう。ポスターも誰かが破いてしまうというのはよくある話だから、それを読み取れという、そういう問題なのだと思うのですが、それは無理してつくった話で、国語の問題というのは、こうやって書いてあるものをどうやって読むかということだと思ふのです。それを空欄にしているわけだから、正解が決まっている。決まっているからそれ以外はバツだということになるので、今の教育長のような話になってしまうわけです。だけれどもいろいろ考えていったら、初めの一つが書いてあれば、3分の1は点をあげてもいいわけです。だから、そういうことが考えられないで全部書けないとバツだというのは、作成者が悪い、問題が悪いということになります。東京都の入学試験の問題だって、空欄があるか見てみてください。そんな能力のない人間が問題をつくっているわけではないから、国語の問題で空欄なんか作りません。

他に、何か追加はございますか。

○星山委員　主に2点、感想のようなことになるのですが、一つは、最初のところに、児童・生徒一人ひとりが自らの定着度を客観的に認識することにより、自分の目標や課題を明確にするための調査と書いてあるのですが、指導者側の目標というのは当然あると思うのですが、子ども一人一人が、自分はどういうレベルにあって、どういう目標を持って頑張っていくのだというところで、本人への返し方、この辺で何か工夫なされたことがあるのかということ。また、もし今後そういうことをやっていくというのであれば、一人一人、余りにレベルが違うというか、学習環境が変わってきている中で、個に応じたどこまでこちらが学習保障していくかというのが国際的な課題だと感じているのですが、その辺の工夫というのが全国的に問われていくのではないかと思いますので、この学力調査を、1年生、2年生、3年生という学年レベルで、個の習熟度ということで見られる工夫が何かあるのかと思ったのが1点目です。

2点目は、要するに家庭でフォローアップしてくださらない家のお子さんはどうしても点数が低くなるという、非常にわかりやすい結果が出たと思うのですが、では保護者会でこれだけのことをやってくださいと言ってやってくださる家は上がっていくわけですから、無関心な層というのがやはりいらっしゃって、そうなったときに、もしか

するとちゃんと教えられるかもしれないお子さんが、今、教えない状況にあると思うのです。これは家庭がやってくれないというだけではなくて、もしかしたら教育委員会だけではなく子ども家庭部などいろいろなところと連携が必要かもしれないですが、家庭で学習保障ができない層への今後の施策といたしますか、何かお考えがあったら教えてください。

○山本統括指導主事 本人への返し方につきましては、この調査を実施するところから、こういうスケジュールで実施をします、その後、自分の苦手な部分、弱点を見て、勉強する習慣をつけましょうというような子ども向けのリーフレットを作成し、テストの前から、テストはこういう範囲で出ますから少し勉強しましょうということで、各学校にリーフレットの配付をお願いして、学習習慣の定着を促していたところでした。また、本人の個票が返ってきておりますので、それに基づいて勉強するという働きかけを、学校を通じて行っております。

また、家庭でのフォローアップというところはやはり難しいことだと考えています。今回は、学校の協力も得まして、最後に野村指導主事からもお話をさせていただきました。学力向上及び学習状況の改善に向けた取組を一層充実させるような形で具体的な取組を示し、こちらを各家庭にも周知していくという方策をとらせていただいております。授業だけではなく、学校で取り組んでいる授業外での工夫や、また、家庭への働きかけをこのようにしていきますということを示させていただき、少しでも学力について関心を持っていただける家庭を増やしていきたいと考えております。

○小田原委員長 答えているようで、答えていません。最初のほうの質問は、子どもたちが主体的に学習習慣を身につけるような手だてはどのようなことをしているのかということを見せてほしいということだったのですが、業者がつくってくれるものを子どもたちに渡しているという話はその答えになるのですか。

後半のほうは、家庭に対してそういう働きかけをしているというけれども、働きかけをしてもそこに乗ってこない保護者がいて、またそれが広がっているということについて、ほかの関係機関とも連携しながら何かありますかということを知っているのだから、その2つをきちんと答えてください。

○山本統括指導主事 本人への返し方、主体的な勉強を促すということについて、先ほど業者がつくったリーフレットを渡すことがそういうことになるのかというお話でしたが、それとともに、私どもでつくったリーフレットを配付しております。今回も、検査結果

及び家庭学習を促すような内容を盛り込んだ家庭用のリーフレットの原案をつくり、この検査が終わった後に配布して、継続的に家庭への啓発を行っていくということをしております。無関心な層が広がっているからこそ、少しずつ家庭学習をしてもらうような働きかけを、学校と教育委員会が協力して行っていくということが大事だと思っております。

○野村学校教育部長 後半に対する一つの例なのですが、ある学校では、家庭学習がなかなかできないというところで、学校が学力を縦軸で目標にしているのであれば、横軸として、家庭で何ができるかということを経営学校で取り上げて、例えば、小中一貫教育の問題用紙をたくさん用意しておいて、ボランティアの方が入ってそれを繰り返すのであるとか、それから、1日10分の学習時間をPTAを使って広めるであるとか、そういう取り組みをしている学校はありますので、具体的にこのようなものを書いていただければ、それを地域運営学校の中で取り上げて進めていくというのも一つの手であるかと思えます。

○相原学校教育部指導担当部長 また、あわせて補習の取組ということで、土曜日補習、放課後補習、また、夏もプールの裏で補習をしたりと、先生方一人一人が、なかなか子どもたちが家庭で学習ができない、もしくはしないという状況も踏まえて、そういう努力をしていると思うのです。ですから、今回このような計画書を作成するという中で、家庭にも啓発するとともに、個に応じて、その子をどこまで持って行ってあげたいかというところで、一人一人の状況を的確に把握して行っていく必要があると思えます。

ただ、施策として何かをとる部分では、土曜日の補習及び放課後の補習、またアシスタントティーチャーを増員ということで要求していますので、そういうところで個に応じた指導を本市として展開していく。それが教育委員会としての今の施策のベースになっているところでございます。

○星山委員 これは誰のためにするのかといたら、やはり大人のためではなくて子どもに学力で返してあげなければいけないと思っています。

○小田原委員長 他にいかがですか。

○和田委員 確認なのですが、家庭での学習時間というのは学習塾等の時間数も入っているということですか。

○山本統括指導主事 はい、含まれております。

○和田委員 入っていますよね。その時間を引いた時間、つまり純粋に家庭学習をしている

というものはあるのですか。学力の高い児童・生徒は塾通いをしているのではないかと
いう傾向は、いろいろなところで指摘されていますよね。そうすると、学力が必ずしも
高くない子どもたちについては、家庭で勉強しているということになってきます。学校
外での学習時間を比べたときに、結局、塾へ行って勉強していることが家庭での学習時
間なのかという話になってきてしまうのですが、その辺を整理しているものがあつたら
教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、少し疑問に思うのですが、例えば、中学校1年生の国語の中で無解答率が
一番高かったのは、「操縦」という漢字を書くことが無解答だったということですか。
つまり、この漢字1字が書けないと無解答ということになってしまうのですか。

○山本統括指導主事 この「操縦」という設問がありまして、これについて解答の記述がな
かったという生徒の割合が32.6%だったというところですよ。

○和田委員 それはわかるのです。他のところを見ると、例えば、次の中学校1年生の数学
のところでは、「分数を含む1次方程式を解く問題」、この無解答率が高かったのです
よね。これは答えが出なかったということを言っているのですか。

何を言いたいかというと、無解答ということで、今、国を挙げて問題になっているの
は、記述、表現力の問題であって、一つの漢字が書けたか書けなさを無解答として取
り上げているわけではないのです。表現力や記述の問題というのは、ある問題に対して
文章を書くとか、自分なりの考え方を書くことができないということが課題になってい
るのであって、1問答えられないと、それではわからなければ書かないのか、間違った
答えを書いたほうがまだ解答しているということでもいいと捉えているのか、はたして無
解答の捉え方というのはこれでいいのかというのが2つ目の質問です。要するに、答え
が間違っているのと、考えたけれども答えが出なかったというのを取り上げて、無解答
と捉えてしまうと、今問題になっている、書くことや表現力といった問題とは直接つな
がってこないのではないのでしょうか。言語能力の充実という中で、自分の考え方をきち
んと書くということが問題になっているのであって、単語を知らないということが問題
になっているわけではないのです。そこの理解はどうなっているのかというところを教
えてください。

○山本統括指導主事 確かに、「操縦」の問題も、漢字が書けなかったということで無解答、
「分数を含む1次方程式」についても、一つの計算問題ができなかったというところで、
無解答ということでお示ししております。和田委員の言われているとおり、この問題が

できなかったということで、割合が一番高いところを示し、子どもたちがどの問題でつまづいているのかがわかるようにこの資料には示させていただきました。記述の問題でも、子どもたちは一生懸命答えていて、これよりもいい結果が出ておりまして、どこに大きなつまづきがあるのかということをお示ししたいと思い、こちらのほうは示させていただきます。

○坂倉教育長　この結果の分析は誰が行ったのですか。事業者ですか、それとも皆さんですか。

○山本統括指導主事　結果の分析は私たちが行いました。

○坂倉教育長　今、和田委員がおっしゃったことと、考え方が違います。先ほどの、ポスターの空欄の設問ようなものについて書いていなかったというところは問題にするべきだと思います。誤字脱字を無解答としてここに載せるという考え方が違うということがわからないで、今のような説明をしていると、かえってがっかりすると思います。分数のことを載せるのはわかるのです、ここでつまづいて書けないのだから、何とかしなくてはいけないのです。しかし、難しい「操縦」が書けないからといって、それを無解答だと考えてはだめです。あくまで漢字の間違いです。そうではなくて、先ほどお話しした正答率1.9%の問題、これが何も書けなかったときには問題にするべきなのです。

先ほど私が言ったのも同じで、多少でも書いていて、半分は合っているのにそれをバツにするような問題はいけないと言ったのであって、これも無解答、あれも無解答という分析をしているようでは、いつまでたっても、文章題が弱くて次に進めないというところを解決できません。そこが少し心配になったから言っているのですが、言っていることはわかりますか。

○小田原委員長　いつも言っていることですが、例えばこれこれの達成率は何%でしたというのは言われなくても見ればわかるのだから、それは分析ではないとは言われているわけですが。こういうことが答えられていないから課題だ、あるいは無解答だから課題だというのではなくて、ではそれを克服するためにはこうすることが必要だというような分析をしてほしいということなのです。そう展開してこないから、今の和田委員に対しての答えも満足できないということになるのです。

○和田委員　学習しようという意欲を評価するには、やはり何らかのものが少しでも書けるような問題にしなければいけないわけで、一つの単語を知らないからこれは無解答という考え方をしてしまうと、一生懸命考えようとする、そういう過程を無視することにな

るのです。今問題になっている表現力や判断力や思考力というところを問う問題であれば、この文章題について取り組もうとしているかというところをきちんと評価してあげて、そこで書かなかつたら無解答で白紙だとしてもいいと思うのですが、単語を知らないからこれは無解答という評価をしていくと、これは判断や今後の指導の方針が違ってくるのではないかと思うのです。例えば、「操縦」なら「操縦」という漢字を教えればいいのです。あるいは、小学校のときに習ったことを忘れてしまっているということで判断すればいいのです。けれども、「操縦」についてどういう意味なのかということを書かせてみて、それが書けないのだったら、それはやはり課題だろうと思うし、何とか少しでも書こうという意志があれば、それは無解答ではなくて、書こうとする意志を評価してあげなければならない問題です。そこをはっきり分析者が理解していないから、結局は知識・理解の問題なのか、表現力、記述力という記述に関する力の問題なのかという分析の仕方が違ってきているということを言いたいのです。今求められているのは記述や思考や判断力であることをこちらが理解しなければならないわけです。

ですから、この無解答で挙がってくる例が、あるところでは単語だったり、あるところでは答えだったり、あるところでは記述の問題が途中で終わってしまっているものをバツにしてしまう、そういう丸のつけ方をしていると、何が問題なのかということがこの学力調査の中からは見えてこないということになるので、その辺のところはしっかり注意していただきたいと思っております。

○相原学校教育部指導担当部長　先ほど教育長もおっしゃったポスターの空欄に言葉を入れる問題も、業者から来た分析の中で、内容が不足で口頭で62%という、単純にそう書かれていたものがありました。内容が不足でといった場合、どういうところが不足だったのかという、その内容がわかっていかないと、次の授業改善につながっていかないので、一人一人の解答を私たちが採点して分析するのは難しいところなのですが、業者に正答と誤解答の、また誤解答の中でもどういう部分が足りないのかというところがもう少しわかるような分析をしてもらう、そこは今後の私たちの課題だと思っています。

ですから、先ほどの問題で、正答率は1.9%で、あとの98.1%は間違っているのですが、その中でどういうところが間違っているのかということまで具体的にまだ分析し切れていない状況が業者にありますので、分析のところ、こういう誤解答の類型というようなことをある程度見ながら行っていかないと、和田委員や教育長のおっしゃるような次の手だてというほうにはいかないのではないかと思います。

あと、学習状況のところ、学校以外での1日の勉強時間には塾での学習時間等も入り込んでいまして、国も東京都も、特に塾以外でということ限定して調査はしていません。そのため、塾等での学習時間も合わせてしまったのですが、市独自で行える調査なので、家庭での学習時間と、塾も含めた学習時間というように、二段構えで調査をしてもいいのではないかと思います。純粋に家庭でどのくらい勉強しているかというところが明確になっていませんので、次は改善したいと思っています。

○和田委員 子どもは家庭で家庭学習をしてくださいという話を家庭に持っていくと、塾に行かせることなのかという話になってしまうのです。そこが気をつけなければならないところで、学力が高くない子どもたちは家庭での学習が足りないではないか、だから家庭で勉強させてくださいというメッセージが、塾へ行かせてくださいというメッセージに聞こえてしまうのです。そうすると、今度は格差の問題につながって行ってしまって、ではもうお上げだという話になってしまうのです。そこを気をつけなければならないと思います。

○坂倉教育長 もっといろいろな分析もできます。例えば8ページの一番上が、今言った学習時間ですよ。不思議なことに、A層のほうが少ないでD層のほうが多くなっています。逆に、一番下の返された答案の見直しのところで、小学校国語だけを見ていくと、A層は必ず見直しているのです。もう少し授業をしっかり生かせるということもそうですが、間違っただけをしっかりと見直すということが身につけていると、効率的に学習しているから、時間とは必ずしも連動していないのです。この分析はおもしろいと思ったので、こういうところをぜひ生かしながら返していきたいと思っています。

○小田原委員長 予定時間を1時間ほど超過しておりまして、そのため協議事項を後回しにして、16時から予定にしているのですが、傍聴の方も見えていますので、学力についてはここで一旦切らせていただいて、協議の中でもまた学力向上のことが出てくるかもしれませんので、そのときにまた触れていただくか、あるいは次回ということ改めてまた考えていただければと思います。言いたいことはたくさんあると思いますし、大変申し訳ないのですが、時間を調整したいと思っていますので、打ち切りではなくて次回またこれについて改めて補足説明から入る形にしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それではこちらは一旦切りまして、指導課からもう1件御報告願ひます。

○山本統括指導主事 平成25年度に学校から推薦のありました、八王子市教育委員会が実

施しております認定指導教員の認定について、御報告をいたします。

詳細につきましては、田島指導主事から説明させていただきます。

○田島指導主事 平成25年度八王子市教育委員会認定指導教員の認定について、御報告いたします。

本事業の目的は、豊かな経験や研究等に基づくすぐれた授業実践ができる授業力を備えた教員を認定指導教員として教育委員会が認定し、校内研修等の講師や示範授業者として活用し、市立小中学校の教員の授業力向上を図ることにあります。

認定については、所属校長からの推薦書や、指導課の授業観察等に基づく選考によって教育委員会が認定いたします。

では、資料の1枚目の3、認定指導教員数の推移を御覧ください。

平成25年度の認定指導教員数ですが、小学校5名、中学校6名でした。来年度に向けて、本年度の認定指導教員のうち、小学校の2名が他市等への異動、1名が退職となります。

本年度新たに認定する教員についてですが、項目の1にありますとおり、小学校2名、中学校1名になります。

研究等の実績については、資料の1枚目の裏面を御覧ください。第五小学校の八木主任教諭は体育、長沼小学校の萱原主任教諭は図画工作、柵田中学校の畠山主任教諭は美術の指導実践がすぐれているとの推薦を各校の校長より受けております。

では、授業観察の結果について、資料の2枚目を御覧ください。

まず、第五小学校の八木主任教諭です。3年生の体育、「ボール運動のゴール型ゲーム」の授業を観察いたしました。これは3人の教員に共通して言えることですが、どの先生も授業規律がしっかり確立されているという点が優れて挙げられます。特に、八木主任教諭については、授業前、教室から体育館への移動についてもきちんと整列させ、規律を保ったまま授業を始めるといふ工夫が行われていました。授業ではワークシートを活用し、めあての明示や個人目標の設定を行わせ、見通しを持った活動をさせていました。また、活動の後、児童相互に評価し、改善点を言語化し、理解を深めさせ、次回への見通しを持たせる等の工夫も見られました。

次に、長沼小学校の萱原主任教諭です。4年生の図画工作、「段ボールをきって、つないで」の授業観察を行いました。萱原主任教諭の授業では、教室環境を整えることで、児童が見通しを持って活動することができる工夫が随所に見られました。まず、道具に

については徹底的に整理整頓され、何をどこに置けばいいのか、児童が自分で判断し、片づけられるような環境をつくっております。また、全学年の持ち物の一覧が教室に掲示されており、児童が何を準備すればよいのかが自分自身で見ればわかるようになっていきます。活動に当たっては、ICT機器等を活用し、ほかの児童の作品を見せたり、作品の工夫のポイントを見せたりしながら、視覚的な理解を図れるように工夫していました。個別指導を小まめに行いながら、一人一人の進捗状況を把握し、適確なアドバイスを行う様子も見られました。本教員は、情報教育担当教員として学校でICT機器の活用による授業改善にも貢献しております。

次に、梶田中学校の畠山主任教諭です。こちらは美術の教員として、2年生の切り絵の授業を観察いたしました。畠山主任教諭の授業では、まずワークシートを活用し、作品づくりに取りかかる前にどのような作品をつくりたいかを明確にし、構想を言語化させ、しっかりと練らせていました。全体指導に当たっては、黒板にあらかじめ作業工程表を示していたり、言葉だけの説明ではなく、ほかの生徒の作品を参考にできるようにしたりするなど、視覚に訴える工夫等をしておりました。資料の整理もされており、生徒が参考にできるような環境が整えられております。活動においては、机間指導を丁寧に行い、個別に指導・助言を行っておりました。これも3人の先生に共通することですが、授業規律がきちんと確立され、授業の組み立てがしっかり行われていることで、十分に児童・生徒の活動時間を確保することができております。また、授業の終了時に振り返りの時間を設定し、次の時間への見通しを持たせ、意欲を高める取り組みを行っておりました。

以上のようなことから、3名の教員にすぐれた授業力があると考えております。

認定後の活動については、本年度の活用状況を踏まえ、指導課主催の生徒指導主任研修等主任研修や、若手教員育成研修において講師や示範授業者を行ったり、また、学校の求めに応じて、校内研究の講師として派遣したりする等の活用を考えております。

また、キャリアプランの中に、東京都で進めております指導教諭を視野に入れております教員もおりますので、市として認定指導教員研修会を実施し、認定指導教員としての意識や資質の向上を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○小田原委員長 指導課から認定指導教員の報告でしたが、何か御質疑、御意見はございませんか。

- 金山委員　　今度はどのくらい活動していただいたかというお話も一度お願いしたいと思
います。
- 小田原委員長　　今までの認定教員がどのくらい活動したかということについて、今日伺え
ますか。
- 山本統括指導主事　　資料の項目4にあります研修会には、さまざまな先生に来ていただい
ております。特に若手教員研修におきましては、校長会で主催している2・3年次研修
で、こちらは3回授業研究を行うのですが、その際に授業を見せたり、教員を指導する
ということを行っております。
- 坂倉教育長　　特に小学校は2人増やしたのに、3人やめたり、異動だから減ってしまった
のは仕方がないのですが、中学校は4ブロックで7名ですよね。それで今言ったような
校内研修会の研修に出せたと思います。けれども、小学校は7ブロックあるのに4名で、
どうやって校内研修会の研修に出したのかとみんな疑っていると思います。本当にこれ
だけしか優秀な教員がいないのかという中で、大変かもしれませんが、もっとどんど
ん育てていかないと、今金山委員が聞かれたように、何をやっていらっしゃるのかと
いうことになってしまいます。毎年言われているのですが、いい先生はたくさんいるは
ずですから、少なくとも1ブロックにつき1名くらいは出してほしいと要望しておきま
す。
- 小田原委員長　　これも次回以降の話になりますが、累積していかなければ意味がないとい
うことが一つ。それと、金山委員は資料に書いてあることが具体的にどういう数字とし
て出てきているのかを聞いているわけで、これをもう一度砕いて言えと言っているわけ
ではないので、この辺りを次回以降どうするかということも含め、どう活用していくか、
またどう増やしていくかということを考えていかなければならないだろうと思いますの
で、その点をお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。教職員課から御報告願います。

- 廣瀬教職員課長　　それでは教職員課から、高齢者叙勲の受章につきまして報告いたします。
八王子で御尽力いただきました元校長先生が2名受賞いたしました。元横川中学校長、
國山直輝先生。校長歴は、横川中学校で3年、全体で7年でした。
もうお一方、元高嶺小学校長、西岡義視先生。高嶺小学校長歴が3年、全体の校長歴
が7年でした。

受章内容は、瑞宝双光章でございます。

発令年月日は26年3月1日となっております。

報告は以上です。

- 小田原委員長 教職員課からの報告は終わりました。本件について御質疑、御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 小田原委員長 では、続いて、文化財課から報告願います。

- 田島文化財課長 郷土資料館で収蔵している考古資料が、東京都の有形文化財の指定を受けることになりましたので、御報告をいたします。

詳細につきましては、金子主査から御報告させていただきます。

- 金子文化財課主査 それでは、資料をもとに御説明させていただきます。お手元の資料を御覧ください。

今回、東京都有形文化財（考古資料）としまして、宇津木向原遺跡方形周溝墓からの土器など出土品17点が、平成26年3月25日付で文化財指定となります。資料の2ページ目に土器の写真がございますので、御覧ください。

この土器は、昭和39年、中央道八王子インターチェンジの建設に伴い発掘されました宇津木向原遺跡から、弥生時代のお墓の跡として発見されました。当時の発掘調査から、弥生時代の末期の墓跡として、考古学会に報告されております。この墓跡につきましては、1ページ目の写真を御覧ください。

この後、この溝で囲まれた四角いお墓を「方形周溝墓」と呼びますが、その後日本各地における発掘で発見されたり、また、過去の発掘調査を再検討し、今日では、弥生時代から古墳時代にかけての日本の代表的なお墓の形として定着しております。

このように、八王子市内で発掘された成果が考古学の「方形周溝墓」の命名の地になったことを含め、重要なものとして評価されたと考えております。

なお、この方形周溝墓の成果とその遺物については、平成27年1月27日から3月22日まで郷土資料館で展示をして、市民に広く知っていただく予定でございます。

報告は以上です。

- 小田原委員長 文化財課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

なぜ今ごろ50年記念になったのかというところがよくわかりませんが、説明できますか。

- 田島文化財課長 ちょうど50周年記念ということで、東京都でもう一度、方形周溝墓発

見の価値を広く発信したいという意図があったということで聞いております。

○小田原委員長　　そうですか。もっと早くしてくださればよかったのだと思いますが。

それでは、ここで休憩ということでよろしいですか。休憩後も傍聴できますので、傍聴の方は引き続き傍聴をお願いしたいと思います。

休憩後は5時から再開ということで、よろしく願いいたします。

〔午後4時50分休憩〕

〔午後5時00分再開〕

○小田原委員長　　それでは、休憩前に引き続き再開いたします。何か報告する事項はございますか。

○野村学校教育部長　　1件、教育支援課から報告がございます。

○穴井教育支援課長　　平成26年度開設の特別支援学級ですが、新たに4校、通級指導学級が開設されます。ここで学級名が決まりましたので、口頭で御報告をいたします。

第九小学校は「けやき」、高嶺小学校には、コミュニケーションの教室「なないろ」、下柚木小学校は「チャレンジ」、加住中学校は「加住未来塾」と、以上のようになりましたので、御報告いたします。

○小田原委員長　　4学級の名前が決まったということで、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　　それでは、次に協議事項「これからはちおうじの教育について」を議題に供します。

本件について、教育総務課から説明願います。

○小林教育総務課長　　本件につきましては、先月の大雪の影響により中止となりました教育フォーラムで実施予定でございました教育委員による公開討議を、本定例会において協議事項として御提案させていただくものでございます。

本市におきましては、来年度、第2次八王子教育振興基本計画を策定予定でございます。ぜひ本市のめざす教育の方向性や今後5年間で優先して取り組むべき施策等について、御討議いただきたいと思いますと考えております。討議は委員長の司会で進行していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小田原委員長　　平成25年6月に国の第2期教育振興基本計画が閣議決定され、それに沿う形で各自治体も教育振興基本計画を策定することになっております。本年その計画策

定に取りかかるにあたり、教育委員の皆様のお話をお伺いしたいということです。

では最初に金山委員からお願いします。

○金山委員　私がこの2年間教育委員を務めさせていただいて思ったことの中から、2点お話ししたいと思います。

一つは、学習指導要領において示されていた「生きる力」から、今回の国の計画では「生き抜く力」になったのですが、「生きる力」より、もっと根源的な問題を突きつけられているような気がしています。「生き抜く力」というのは、生きていく上のさまざまな場面で、問題に遭遇したときに、それを分析、判断して行動する力だと思うのですが、特に大事なのは判断する力だと思うのです。そのためには、クリティカルシンキング、コミュニケーション力、相手を尊重して思い計る力、いろんなことが必要だと思うのですが、そのベースとなるのは、自尊感情だと思います。自分を大切に思う力といえますか、自分が誰かに愛されていて、必要とされていると感じること、いわゆる自己有用感なのですが、それが国際的なアンケートでも、日本人の中学生、高校生が特に低いという結果であることがとても気になっています。これが低いと、その上に何かを積み上げていくことが難しいのではないかと強く感じています。その基礎というのが、自分を律して勉強に向かうことであったり、自分に自信を持って何かに取り組むことであったりしますが、そういう気持ちや心の強さが欠けているのではないかと考えています。先生方には、そういう基礎が必要なのだという前提を持っていただいて、学校も家庭も、お互いにこのことを意識していかなければならないのではないかと思います。生き抜く力の根源には、自尊感情をしっかり持ってもらうということが第一ではないかと思いました。

それから、もう一つ必要なことは、教育する側の私たちが、今、社会に大きく、そして早い変化が起きているということを前提として動かなければならないということです。最近起きたベビーシッターの事件は、母親たちの実情に社会が追いついていないという一つの例ではないかと思っています。他にも、子どもたちを取り巻くインターネット環境の変化もそうです。昨年と今年とではもう既に変化しているので、変化するということを前提にして動く必要があると思います。

例えば、ゆめおり教育プランの策定から4年が経ち、八王子ビジョン2022も策定から1年が経過していますが、先ほど改めて読み返してみて、当時はこうだったなとい

う感覚になる部分もありました。教育は50年後先でしか結果がわからないといいますし、不易の部分がたくさんあり、そこは動いてはいけないのですが、常に社会は動いていて、その動きが見えにくい世の中になっていることを自覚し、今の私たちが図れない部分を意識して、それを受け入れて進まなければいけないと思います。今やるべきことをやらずに後悔したくないと強く思っています。

例えば、特別支援教育も、八王子市は頑張っていると言われますが、それでもやはり遅かったと感じます。そこで必要なのは、大人の連携や保護者支援、家庭教育支援をためらわずにできるということではないでしょうか。主役は子どもたちなので、今までの仕組みや理屈、あるいは考え方や立場といったものにとらわれないで動くという姿勢を持たなければならないのではないだろうかと思いました。

○小田原委員長 続いて、和田委員をお願いします。

○和田委員 私は、八王子の教育環境について、日ごろ考えていることを申し上げます。一つ目は、八王子は非常に地域が広くて、それから環境にさまざまな違いがあるという点。二つ目は、学校数や児童・生徒数が非常に多いという点。三つ目は、地域の文化活動や地域協力の組織が比較的協力的な体制にあるのではないかとという点。四つ目は、大学などの高等教育機関が八王子にはあるという点。そうした八王子の教育環境を生かしていくために、連携や活用の拡大、またその環境を生かし切れていないという課題を踏まえて、幾つかの提案をしたいと思います。

まず一つは、学校教育についてですが、学校教育の教育活動や教育行政には二つの側面があると思っています。すなわち、教育水準の維持という大きな柱と、地域に応じた特色ある教育活動という柱、この2本柱の中で教育や教育行政というのは基本的に進んでいるのではないかと私は考えています。

例えば、教育水準という考え方からすると、先ほども学力調査の報告がありましたが、八王子の子どもたちの学力についてこれだけ調査しているのですから、学力が不足している学校、あるいは高めていきたいと考える学校や児童・生徒に対しての緊急的な対応と、中長期的な対応の施策を考えていくべきではないかと思っています。今までの義務教育の考え方である、どの学校も当然公平公正でなければならないという観点はわかりますが、これだけ学力や生活の格差が広がっている中であっては、ただ平等の立場というよりも、不足しているところには厚く、進んでいるところにはその手だてを長期的に考えてあげるということを、予算面でも、行政の政策としても考えていく必要があるのでは

ないかというのが一点目です。

今、いくつかの学校で、自分の学校では最低限これだけの学力をつけて卒業させますというような、学校スタンダードといったものが学校単位でつくられています。八王子市全体の教育におけるスタンダード、つまり八王子の子どもたちはこんな力をつけて卒業してほしい、社会に出て行ってほしいというビジョンやイメージをつくっていただきたいと思っています。これが教育水準の維持という立場から考えたものです。

もう一つは、各地域、各学校の特色を生かした教育を行うには、もう少しブロックや地域等を視野に入れた教育活動づくりといったものを考えていったらどうかと思います。山間部や都市部、あるいは集合住宅地域といったさまざまな地域が八王子にはあります。そうした地域がそれぞれに別々の目標を立てるのではなく、お互いに協力できるような教育活動、先生同士が学び合い、良いところを自分の学校に取り込んでいくようにするためにも、地域やブロックということ意識しながら特色ある教育活動に結びつけていってほしいというのが一つの提案です。

もう一つ提案したいのは、今回の国の計画で「生きる力」から「生き抜く力」になったという点は、やはり学校教育だけでは完結しない社会になっているということだと思います。先生方は学校の中だけで教育活動を完結しようとするけれども、社会的自己実現を児童・生徒にさせるという点からすれば、ただ身に付けさせるだけでなく、それをどのように社会で生かしていくのかという視点に立たなければならない。その視点から考えるときに、八王子の中でボランティア活動とか、あるいは就職や進路を考えるような教育への取り組みを、地域の協力や事業者の方々の力を借りて展開していったらどうだろうかということ提案させていただきたいと思っています。

それから、生涯学習について同様の観点から言うと、幼児期からの生涯学習機会の確保、つまり、児童・生徒期には学校で何かやって、それが終わったら今度は生涯学習というふうに、生涯学習を輪切りにするのではなくて、横に水平に広げていく考え方を持っていかなければならないと思います。例えば、スポーツのクラブチームがこれだけ広がってきていて、また、若手のアスリートの育成をこれから進めていかなければならないといったときに、幼児教育、あるいは小中学校とタイアップしながら、文化施設を活用したり、あるいは体育協会との連携を図るといような、そういう生涯学習の展開をしていただきたいと思っています。

それから、もう一つ、八王子学習の構想を立ててはどうだろうかという提案です。つ

まり、八王子を学ぶということです。八王子からそれぞれの地域に出ていく子どもたちがいるわけですので、八王子の歴史や文化や地理を生かした教育活動が学校でも地域でもできる、そういった生涯学習の環境をつくっていただけたらと思っています。

学校教育と生涯学習という観点からそれぞれ考え方をお話しさせていただきました。

以上です。

○小田原委員長 星山委員、いかがですか。

○星山委員 私は地方から八王子に転勤して、今年でちょうど10年になりました。10年間で知り合いが増えて、それだけいろいろなところで連携ができるようになったと感じているところで、今考えているのは、コミュニティの再生というキーワードです。私は特別支援教育を専門としていますが、特別支援教育は特別ではなくて教育の原点であり、人間理解の教育です。誰もが自分中心に考えますが、自分と違うタイプの子どもや人間を理解するというのは、自分自身に突きつけられた課題であって、「子どもが悪い」とか「子どもが変わればいい」「あの親が悪い」「あの先生が悪い」などと言っている限り、誰も変わらないということを、30年間体験してきました。その中で、いま一番の課題と思うのは、もう一度、人と人との信頼関係をつくらないと、教育の再生は難しいということです。それが「生き抜く力」とも非常につながってくると思います。

例えば、私が特別支援の必要な子にいろいろなことを教えたとしても、学級に入って、子ども同士のコミュニティの中で、いじめにあったり、言葉遣いをからかわれたりするのは、対象の子だけを一生懸命に教えるのではなく、子ども同士の関係性も育てる教育をしていかなくは何も意味がないということを、何度も経験してきました。今や放っておいても育つ時代ではないのだろうと感じています。一方で、子どもはこんなふうにやれば、この子と友達になれると具体的に教えていけばわかるのではないかということも実感しました。

実際、難しいのは大人だと思っています。特に、親御さん同士の関係性です。私は八王子で10年間、サポーターを育成するという名目で、保護者や地域の人間関係をつなぐ努力をしてきました。保護者もみんな頑張っているのだから、私たちは子どもたちを応援するためにつながっていかなければいけないのだというのを言い続けてきましたが、大人同士をつなげる、お母さん同士、保護者同士をつなげるということは大変難しいことだと感じます。いま多くの学校が苦しんでいるのも、保護者からのいろいろな要望にどうやって答えていくかということだと思うのですが、実際保護者同士の中に入ってみ

て、子どもだけを教育している場合ではないのではないかと感じます。保護者同士がもっと話したり、お互い向き合ったりということを、地域の力を使ってやっていかなければならないのではないかと感じています。その成果は、私は八王子では見えてきたと思います。八王子は地域の皆さんが熱心で、そこがすばらしいと思います。強みを生かすということを考えたら、この宝物が子どもたちの教育にどう生かされていくかということ考えたほうが早いのではないかと思います。

次ですが、私は教員養成をしており、もう15年になります。八王子にも他の市にも多くの教え子がありますが、新規採用されて間もなく、連休前に教員をやめてしまうことがあります。また、夏休み中には10人に1人はやめています。今年も多くの学生が新たに教員となりましたが、私はいろいろな学校の真実の姿を一番弱い立場の教員から見ているような気がします。八王子だけではなくどこでも新任の先生が非常に苦しい思いをしています。学校の先生が幸せに働いていない。毎日夜遅く、寝る時間もなくて頑張っていて、子どもを元気にできるのかなと、ずっと疑問に感じています。先生と保護者とか先生と子どもとか、1対1の関係だと対立がよく起きるので、もっとチームワークがとれないかなと。例えばどこかの先生が指導教員とうまくいかなくても、色々な人が入ってサポートできないかなと。そこだけの人間関係がうまくいなくてやめてしまうというのは、何でもったいないのだろうということを常々感じていて、どれにも共通しているのは、ひとりぼっちにしないということではないかと思っていますし、人間の多様性を尊重するコミュニティをどうやってつくれるかというのが、私のやっている仕事そのものかなと思っています。

人それぞれに弱点はあるけれども、その人のいいところを生かしている組織が強いと思っていますし、学校も八王子市も地域もきっとそうだろうと思っていますので、そういうビジョンを皆さんが打ち出して八王子市がこうやればうまくいくよと、何かそんなモデルになる市になったらすてきだなと思っています。これからまた頑張っていきたいなと思っています。以上です。

○小田原委員長 話がそれぞれ多岐にわたっていますが、教育長からお願いします。

○坂倉教育長 きょうの協議事項の件名が、「これからはちおうじの教育について」ということですが、この6月に国が第2期教育振興基本計画をつくりました。それを受けて、八王子市も第2次教育振興基本計画の来年度につくるということが控えています。素案を策定するメンバーには事務局の職員がいますし、今日は市民の方々の中で委員になっ

ていただく方も傍聴に見えていますから、私は少し現実的な話をしたいと思います。何かといいますと、計画の持つ意味というところです。

13年前、私は、企画関連の部署にいまして、初めて審議会方式ではなくて市民会議方式でつくった市の基本構想・基本計画「八王子ゆめおりプラン」の策定に携わりました。また、4年前には、第1次教育振興基本計画「ゆめおり教育プラン」の策定にも携わりました。特に市民の方々と一緒につくるという形の中で私がめざしたのは、一つには大きな施策から、中の施策、小施策というのを体系化していき、そこで重点化を図りたいと思いました。逆にあまり具体的な計画とはせずに、こういう方向をめざすというものを重点化していきたいと思い、取り組んだところです。計画というものがどのくらいの意味があるのかというところですが、市長は早ければ4年で替わりますが、その中でしっかりとした継続性を持つためにも、計画が持つ意味は大きいと思っています。

例えばこの数年間の八王子市の教育ですけれども、金山委員からは遅かったと言われましたが、ここ数年の特別支援教育に対する予算のかけ方や伸びは非常に大きいものがあつたと思っています。それは、はっきりと「ゆめおり教育プラン」の中で10本の重点施策の中に入れたということが大きいと思っていますし、学校の自主性という中で、予算額的には少ないかもしれないけれども、校長裁量予算が増えた結果、校長の意識も高まり、学校内での指揮命令権の裏づけもついたり、また大いに自信を持った方も多いと思っています。もう一つ大きかったのは地域運営学校を取り入ると載せたことによって、この4月で地域運営学校は37校から44校になり、それぞれの地域で、開かれた学校、地域と一緒に運営していく学校という意味で、学校が外から非常に見えやすくなったということがあると思っています。

八王子市はこういう方向を目指すということをはっきり載せることによって、このように意味を成しますので、ぜひ、事務局のメンバーの方も、各委員の方も、具体的なこともぜひ載せてほしいと思います。

教育委員会制度の改革などが話題となっていますが、施策的には、「ゆめおり教育プラン」でかなり拾い上げていると思います。そういう中で、もし足りないとすれば、ESDとかグローバル化とか学校ICTの環境整備だと思っていますので、そうした部分をやっていただきたいと思っています。

それから、家庭教育支援をどう載せるのか。支援で抑えるのか、よりもう少し積極的に反映していくのか、その辺のところも大きな意味を持っていると思います。

生涯学習については、生涯学習推進プランという別のプランがあるので、どうしても今の計画の中では、一定の表現に留まっています。しかし、これからの時代の教育の二大車輪と考えたときには、生涯学習にももう少し重きを置く必要があると思っています。

こうあるべきだ、こういう形にしてほしいということも大事ですが、そのときに背景として、八王子市の状況というものもぜひ考えてほしいと思います。いかに人口が多くて市域が広いといっても、今の学校をこのまま続けたときに、いろいろな面で本当に子どものためにいいのかどうかというところをぜひ検討してほしいと思っています。計画に載せるということは非常に大きな意味を持ちますし、我々もそれに沿って動くわけですので、ぜひ、計画策定に臨む姿勢も含めて、理念よりも具体的にその計画に望むことを話しました。

○小田原委員長　今の教育長のお話を伺っていると、理念を言わないということでしたが、私は理念から攻めたいと思います。0歳から100歳までの生涯教育の中で学校教育や家庭教育、それから地域社会、生涯学習といったところを考えていていただきたいと思っています。

先ほど和田委員は幼児の部分を挙げられましたが、義務教育が5歳からという検討がされており、そうすると、1・2歳から、保育園や幼児教育が始まってくることになると、それと学校とをつなげていくということ、どうしても考えなければいけないだろうということ。それから、市の教育から離れるわけけれども、高校、大学も学校教育と考えると、その後の親とか大人の教育というか、学びがどうしても必要になってくるだろうということです。場所と年齢との兼ね合わせが考え方として必要だろうという理念的な部分ですね。

では、学校教育の中で考えなければいけないのは何かというと、幼児教育も含めてなのですが、体系的な体験学習、あるいは経験が必要だということ。これは今もいろいろな社会科見学や校外学習や修学旅行などが行われているわけですが、それぞれがばらばらに行われているものを、キャリア教育なども含めて体験というものを体系的に構築する必要があり、それを主にするのだらうと思います。それを学校だけではなく、昔あった子ども会のような組織を地域でもつくっていったらいいなと思っています。

それから、それらを担当するのは教員ですから、教員の指導力の向上が求められてきます。教員、特に弱い新規採用の教員が毎晩遅くまで残っているということですが、なぜそのようになってしまったのか。そういったことは、教育委員会の新採教員研修の中

ですくい上げられていないのか。いないとすれば、そこをすくい上げる教員研修をつくっていかなければならないだろうと思います。

一巡しましたので、今までほかの方が触れたことも含め、もう少し述べたいところがありましたらお願いします。改めて金山委員からお願いします。

○金山委員　まず、教育長に述べたいのですが、特別支援教育については八王子が遅いと言っているわけではなく、むしろ八王子の状況を八王子以外の方に話すと、こちらはまだそうっていないと驚かれることが多いのです。そういう意味では、八王子はとても頑張っていると思います。ただ、もしかしたらもう5年くらい前倒しできたかなという気がしているということです。

今、皆さんのお話を聞く中で思ったのですが、和田委員がおっしゃった、各地域の特性を生かしてブロックや地域で何かできないかということは、私も最近思っていました。八王子は学校数多く、地域も広く、環境がばらばらであるということが、どこかデメリットのように捉えられてしまって、私たちもそういう見方をしてしまうことが多いのですが、逆にプラスにしなければいけないことだと思います。例えば、このブロックでうまくいったから、今度はここでやりましょうということが、同じ一つの行政区の中にあるので可能だと思うのです。そういう意味でも、先程も話に出ましたが、全部同じというのが平等ではないということは本当にそうだと思いますし、できるところからよくしていこうという形を、周りの地域も保護者も認めた上で進めていかなければならないのではないかと思います。

それから、星山委員の言われたとおり大人同士の関係というのは本当に難しいと思います。特に、私のようにPTAに長く関わっていると、大人同士の関心の薄さや、かわり合いの下手さということが年々際立ってきているような気がしています。PTAの力が弱まるということは良いことではなくて、PTAというのは先生と保護者が一緒に子どもたちのために活動しましょうという組織なので、ある意味こんなすばらしい組織はないのです。今はそれをフルに使って活動すべき時期で、PTAの方も、地域とか一般の保護者の方と学校との間に入って自分たちが動かすのだというぐらいの意欲を持っていただきたいと思っています。地域運営学校にいろいろな方に入っていただくことで、地域にお願いしてやっていただくこともたくさんできていますので、今までは行政がしてきたことをお願いしたり、逆に、今まで行政がやっていなかったことをやってくださいと言われたときにすぐに断らないで、一旦考えてみるといったお互いのやりとりが

必要だと思います。E S Dやキャリア教育、それから体験を増やすということももちろんとても必要なことだと思っているのですけれども、そういう細々したことは皆さん方にお任せして、その前段階として何かそういうことをお願いしたいなと思いました。

○小田原委員長 和田委員、いかがですか。

○和田委員 先ほど具体的に提案したことをどうやって生かしていくかというところで、これから学校教育や教育活動の水準を上げたり、質を高めていくためには誰がキーマンなのだろうかと考えた時、今までは教育委員会が引っ張ってきたのですが、これだけ若い先生が増え、指導力に様々な課題が出てきている中であって、頼るところは力のある校長ではないかと私は思っています。

熱意と専門性のある校長先生方をブレンとした教育政策、つまり、これからの学校や教育をどうしていくのかというところを話し合うような機会や組織をつくっていかないと、本当の意味で学校が変わっていかないのではないかと思っています。

学校を訪問してみると、校長先生方にはいろいろやりたいことがあっても、いつしか諦めてしまうという状況になってしまっているところもあるので、志のある校長先生を集めた勉強会や、教育委員会の幹部と話をするような機会を設定していく必要がこれからあるのではないかと思っています。

それからもう一つ、これは私が見ている範囲の中での印象ですが、今の大学の授業は面白いと思います。90分間、生徒に飽きさせない授業をすることに、とても苦労しています。小学校、中学校の授業時間とは違うのですが、大学の授業では必ず映像などのビジュアルな資料を使い、また、グループの活動や話し合いを必ず取り入れています。それからレクチャーという考え方をし、最後に、書きましようという作業を入れていくのです。小学校や中学校の先生方には、ぜひ大学の授業も参考にしてほしいと思います。先ほど挙げたように、八王子には大学などの高等教育機関が数多くあるのだから、先生方に勉強していただくような機会があれば、今までの授業のイメージが変わったり、子どもを自主的に活動させるということの意味が少しわかってきたりするのではないかと思います。いま大学も学生たちに勉強させることに必死になっていますので、その授業を一緒に見たり、そこで使われている資料なども参考にしたりすると、小学校、中学校の授業も変わっていくのではないかと思います。そういう意味で、大学との連携をいろいろな形で進めていくということも、今後の一つの大きなテーマではないかと思っています。

先ほど、星山委員から、コミュニティという話がありましたが、私は校長先生方のコミュニティつくっていくべきだと思います。驚いたことに、副校長先生たちがお互いの名前を知らないのです。校長先生もそうです。学校数が多いといっても、名前やいろいろな特色、また、何を専門としているかぐらいは知っているべきではないかと考えると、学校経営を担っていく校長先生や副校長先生という管理職の人たちのコミュニティもつくっていかないと、学校あるいは八王子全体が変わっていかないのではないかと考えています。

以上です。

○小田原委員長 星山委員、お願いします。

○星山委員 先日オランダのアムステルダムの小学校に行ったときに、とても驚きました。

先生がクラスの約2分の1の生徒に教室の真ん中で授業をしていて、教室の両端は全部異学年になっている混合の学年になっていました。そこでは4人ずつのグループがあり、その4人は皆が違う学年で教え合い、自主的に個別学習をしているという授業がどの学年でも行われており、高学年になると教員1人で受け持つという画期的な授業の方法でした。利点も欠点もあると思いますが、世界はいろいろと工夫しているなと思いました。

これだけ多様な子どもや保護者が出てきた中で、こちらも従来のやり方だけでは難しいとわかっていたのですが、いろいろなやり方があるということ話し合い、工夫し合い、勉強し合うというゆとりが教育現場になくなってきているので、こういったことが大事なのではないかと、皆様のお話を聞いて再確認しました。

もう一つ感じたのは、楽しくないとだめだということです。私が最近特に工夫しているのは、教員の研修も私1人だけが話さないように、必ず先生同士での話し合いを入れることです。また、他校の先生方との話し合いや、保護者を話し合いに入れるという研修もやっていますが、とてもうまくいっている気がします。最初はお互いに戸惑いや抵抗があったように思いますが、慣れてくると、先生や保護者がどのようなことを考えているのかがお互いにわかってきたので、最初の話し合う方法論というハードルが越えられれば、いろいろなところで井戸端会議やいい意味での会議が復活できるのではないかと思います。ただ学校や先生に任せておけばいいというのではなく、昭和の子どもたちが自然にしていたコミュニティのあり方というものを、どうしてできていたのだろうと考えたときに、コミュニティを再生する工夫がよみがえってくるのではないかと考えています。

あまり難しいことではなくて、私たちの世代が親や祖父母からやってもらっていたことを思い出して、今、地域でやってみるだけでも、かなり効果があるのではないかと思います。

以上です。

○小田原委員長 では、教育長お願いします。

○坂倉教育長 金山委員から、必ずしも平等でなくともいいのではないかと、それから努力というあたりを大いに評価すべきではないかという話が、和田委員からは、今までどちらかという教育委員会が引っ張ってきたけれども、そうではなくて、もっと校長のパワーを使っていきたいという話が、そして、星山委員からはオランダのすばらしい例が出てきました。これらと直接関係はありませんが、私が感じているのは、やはり教育は人が財産だということです。このことを、今、教員系の管理職にも行政系の管理職にもぜひ言いたいと思っています。

先ほどなぜ計画の話をしたかということ、皆さんが提案しない限り、新しいことは絶対にできないのです。皆さんが、2万9,000人弱の児童と1万4,000人弱の生徒のために働いているのだと考えたときに、既存の中の予算のあり方を、全く気にしないわけにはいきませんが、もっと伸び伸びとやってほしいと思うのです。皆さんが本気になってやらなければ何も動かないという意味で、ぜひやってほしいし、計画をつくるにあたっては、20年、30年先を見据えた上でこの10年をどうしていくかということについて、考えてほしいと思います。皆さんが持つ子どもたちへの思いや教育への思いを込めて、大いに議論していただきたいと思います。いずれにしても、人は財産だということをご念頭に置いてほしいと思います。

○小田原委員長 今の教育長の話と、金山委員の地域ブロック単位の研修やPTAということを考えていくと、方向性として、今私たちが進めている小中一貫の地域運営学校をもっと大規模化するというを考えていったいいのではないのでしょうか。

それから、和田委員のお話にあった、力のある校長を育てなければならない。育てるのは、やはり教育委員会だろうと思います。私は以前、校長の寄り集まる校長塾というような場所をつくろうと言ったことがあるのですが、教育委員会から声をかけていかないと、なかなか集まることは難しいと感じます。校長たちのコミュニティをつくっていければ、学校も違ってくるだろうと思います。また、校長が多過ぎるということもあるかもしれないから、大きな学校にすれば校長の数は減り、力のある人たちが残るだろう

とも思います。

それから、星山委員のアムステルダムの小学校の話ですが、八王子でも学び合い、教え合いというのは研究指定校でやっています。中学校でも50分の授業の中で、星山委員がお話しされたようなことができます。異学年の人たちがいつも入っているわけではないのですが、異学年集団のような形で、教え合い、学び合いということが実践されているということがあるのです。それは和田委員のお話とも重なってくるのではないかと感じますが、それは校長の教育課程の編成権というようなものをもう少し拡大していけばできるのではないかと思います。

他に何かありますか。

○金山委員 八王子にはすばらしい先生がたくさんいますので、是非一度、話し合いの場などを設けていただけると嬉しく思います。

○小田原委員長 もちろんです。さらにいかがですか。

○金山委員 やはり、教育は人というのは本当だと思います。その一角が教育委員会の事務局であり、一角は学校の先生たちであり、今、その一角に地域の方や学校にかかわってくださるボランティアの方や、それから企業の方など、いろいろな方が入ってくださいます。そのことで学校の風通しも良くなっていますし、新任の先生が泣いているということも、おそらく開かれた学校では起こらないことではないかと思います。だから、人間のつながりというところが、今日の一番のお話だという気がしました。

○小田原委員長 P T Aの話がありましたが、P T Aを義務化するという事は、何年前に言ったことがあります、それをまた言ってもいいという気がしました。

○坂倉教育長 義務化してもだめだと思います。

○小田原委員長 地域運営学校とは別にしてもだめですか。

○坂倉教育長 とてもうまくお父さんに出てきてもらっているところもありますが、義務だからやりなさいというと、高学年の子のお父さんほど参加に難色を示しますので、参加したくなるような魅力とか何らかの方策を考えないとだめだと思います。

○金山委員 自治会の役員のようなことになるのですか。

○小田原委員長 八王子も地域が崩壊し始めているでしょう。

○坂倉教育長 八王子もそういう状況はありますが、他市に比べれば、まだ町会加入率は高いです。地域運営学校でよく話すのは、町会のある地域はそういう地域を母体にするけれども、ニュータウンの地域運営学校などは、学校が地域の新しいコミュニティの中心

ですから、コミュニティスクールではなくてスクールコミュニティになっているという話になっていきます。やはりやり方次第だと思います。

○小田原委員長 和田委員、どうですか。

○和田委員 私も、委員長のお言葉に対してなのですが、全体を見ると、いろいろな校長先生がいますが、校長先生方の中には志の高い人、熱意のある人がいるのです。私はそういうものを信じています。そういう人たちを集めて、その人たちの英知や力を集めるような仕組みがないと、教育委員会が百人以上の校長先生を育てるなどということはまず無理で、やはり自分たちで自分たちの校長会を何とかしなければという力をつけていかないと、上からの引っ張るだけではなかなか立ち行かないのだろうと思っています。

○小田原委員長 私も一生懸命やっている人を何人かは知っていますが、ただ、この人たちは、自分のところから出ようとはしないで、囲んでしまっているところがあります。

○金山委員 そこは問題がありますね。共有がなかなかできません。

○小田原委員長 子どもたちだけではなくて、大人の中でも出ようとするとなたかたり、いじめに遭ったりするということがあるかもしれないし、微妙なところがあるかもしれませんが、力を結集し、生かしていくような仕組み、あるいはきっかけを探していきたいと思います。

皆さん、短い時間でしたので、言い切れなかったところはあるかもしれませんが、いろいろな観点、あるいは立場からの思いが語られたと思いますので、事務局にはそれらを酌み取り、それをぜひ施策に生かしていただければと思います。ぜひ、また、活発な御意見を交換していきたいと思います。

それでは、「これからはちおうじの教育について」という協議につきましては、以上で終了といたします。

今回傍聴いただきました方で、御意見などがございましたら、担当者に寄せていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[午後6時00分休憩]